

吹田市立図書館サービス基本計画

令和 5 年度(2023年度)－令和 14 年度(2032年度)

吹田市教育委員会
令和 5 年(2023年)3 月

目次

第1章 図書館サービス基本計画の概要	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定方法	4
第2章 図書館を取り巻く状況	6
1 本と読書を取り巻く状況.....	6
2 図書館を取り巻く状況.....	8
2-1 公共図書館の動向.....	8
2-2 国の動向	9
第3章 吹田市立図書館の現状と課題	10
1 吹田市の概要	10
1-1 市の政策	10
1-2 吹田市の特徴.....	11
1-3 吹田市の人口	11
1-4 吹田市の財政.....	12
2 吹田市立図書館の概況.....	13
2-1 図書館の歴史.....	13
2-2 施設概要	14
2-3 資料の収集と保存.....	17
2-4 図書館の運営	20
2-5 利用統計	23
3 サービス基本計画において取り組む課題.....	26
第4章 サービス基本計画	28
1 基本理念と使命.....	28
2 3つの基本目標.....	30
3 サービス体系図.....	31
基本目標1 地域の情報拠点として、いつでも、どこでも、だれにでも役立つ図書館を目指します。	32
サービス方針1 資料と情報の提供.....	33
サービス方針2 バリアフリー読書支援サービス.....	35
サービス方針3 持続可能な運営	37
基本目標2 生涯学習を支援して、人生を豊かにする図書館を目指します。	39
サービス方針4 利用促進	40

サービス方針 5 特色あるサービス.....	42
サービス方針 6 施設や地域との連携.....	44
サービス方針 7 市民との協働.....	45
基本目標 3 子育て支援や学校との連携を通して、子供の健やかな成長に役立つ図書館を目指します。.....	47
サービス方針 8 児童サービス.....	48
サービス方針 9 子ども読書活動支援センター.....	50
4 進捗管理と評価方法.....	52
巻末資料	54
1 吹田市立図書館概要.....	54
2 各館の役割と特色.....	55
3 吹田市立図書館10年の振り返り.....	61
3-1 吹田市立図書館基本構想の総括(アクションプラン総括概要).....	61
3-2 基本構想策定後の図書館協議会からの意見(答申など).....	68
4 市民意見について.....	69
4-1 吹田市立図書館に関する市民アンケート調査(概要).....	69
4-2 吹田市立図書館関係団体ヒアリング結果(概要).....	71
4-3 図書館市民ワークショップ(概要).....	72
4-4 夏休み子供アンケート(概要).....	73
5 10年間(平成23年度～令和2年度)の統計数値とサービス指標の推移.....	74
参考資料	77
図書館の設置及び運営上の望ましい基準.....	77
図書館語句解説.....	83
吹田市立図書館条例.....	88
吹田市立図書館サービス基本計画検討会議設置要領.....	91
計画策定の経緯.....	93

— 凡例 —

・参考の統計数値は、令和2年度(2020年度)を最新の数値として使用していますが、大阪府及び府下自治体や国との比較を行う箇所については、コロナ禍前の令和元年度(2019年度)の数値を使用しています。

・書名、計画名、行事名のほか、特に強調したい用語は「 」で表示しています。

・何かの文献を参考に作文や作図、作表等をした場合は、「参考：」の後に当該の文献名を記載しています。

(例)参考：「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3

・何かの文献から、文章、図表などを引用(転載)した場合は、「出典：」の後に当該の文献名を記載しています。

(例)出典：「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3

・補足の必要な内容は、適宜脚注を挿入しています。

・＊がついている語句(初出)については、巻末「図書館語句解説」で説明しています。

第 1 章 図書館サービス基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市の図書館活動の指針となる「吹田市立図書館基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定してから10年が経ちました。国・社会の動向や図書館の現状と課題を踏まえ、次の10年間の図書館活動の指針となる「吹田市立図書館サービス基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

現行の基本構想は、「吹田市立図書館施設整備指針」(以下「整備指針」という。)&「サービス計画」の全2部で構成された計画でした。令和元年度(2019年度)に中央図書館の耐震補強及び大規模改修工事を実施し長寿命化を図り、令和2年(2020年)11月に健都ライブラリーの供用を開始したことにより、市内の図書館網が整備されました。狭隘施設の解消については、江坂図書館と北千里分室の再整備の計画が進んでいることから、ハード面の整備は概ね目標を達成しました。

よって、次の10年間においては、基本構想の基本理念と使命(ミッション)を踏まえたうえで、「サービス計画」を引継ぎ、今後の市立図書館におけるソフト面の事業展開の指針となる本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、図書館法や、同法第7条の2の規定に基づき定められた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)に基づき、図書館事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定するものです。基本的運営方針を踏まえ、図書館サービス、そのほか図書館の運営に関する適切な指標を選定し、それらに係る目標を設定します。

本計画は、「吹田市第4次総合計画」(以下「総合計画」という。)&「第2期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン」(以下「教育ビジョン」という。)を上位計画とする図書館の個別計画です。そのほか、関連する個別の計画とも整合性を図りながら、本計画において、本市が目指すべき図書館の在り方を示し、その実現に向けて必要な施策やサービスへの取組を進めます。【図1】

3 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間

4 計画の策定方法

本計画は、図書館協議会に諮問を行い、教育委員会での議決を経て策定しています。

また、計画の策定に当たっては、図書館に関わる市民意識調査「吹田市立図書館に関する市民アンケート調査」(以下「市民アンケート」という。)&関係団体のヒアリング、市民ワー

クシヨツプ、市民意見聴取(パブリックコメント)を実施して計画に反映しました。¹ 庁内においては、関係部署の職員で構成する吹田市立図書館サービス基本計画検討会議(旧名称吹田市立図書館基本構想検討会議)(以下「検討会議」という。)を設置し、幅広く意見や助言を聴取しました。

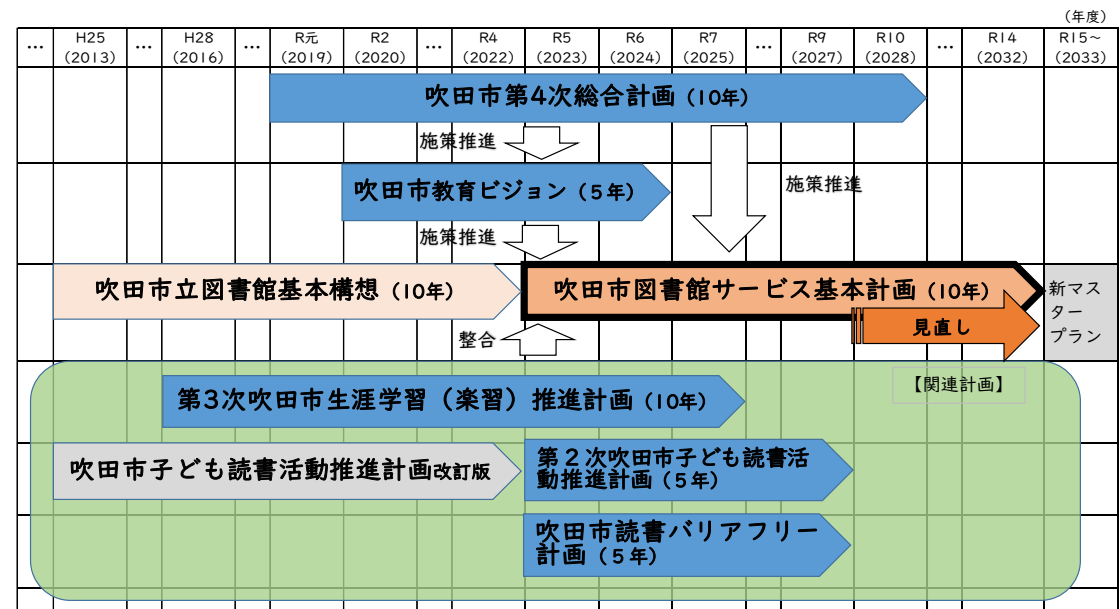


図 1 各分野の計画との関係

¹ 吹田市立図書館に関する市民アンケート調査、関係団体のヒアリング、市民ワークショップの概要については巻末資料4参照。

第2章 図書館を取り巻く状況

Ⅰ 本と読書を取り巻く状況

現代の人々を取り巻く情報環境は、活字だけではない多様なメディアが複合する多メディア時代で、居ながらにして世界中の情報が容易に手に入るようになりました。特にスマートフォンの普及やSNS^{*}(ソーシャルネットワーキングサービス)などのコミュニケーションツールの多様化で、情報環境は大きく変化しており、これらは人々の読書環境にも大きな影響を与えています。その結果、情報が氾濫する社会の中で「視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確にとらえたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないか」²と、指摘されています。

「読む」という行為は、書き手の伝える意味や内容を正しく理解するだけでなく、更にそれを超えて自分なりの意味を発見する主体的・創造的な活動を意味します。すなわち「読書」とは単に知識を得るだけではなく、自分や社会について考え、自分の心との対話を通じて新たな視点を得るきっかけを与えてくれるものです。特に、子供時代の「読書」は、言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。

幼少期における読み聞かせの習慣は、将来の読書習慣に大きな影響を与えるものであり、子供の身近なところに読書環境を整えることが読書好きの子供を育てることにつながります。本市においても市民アンケートで、7割近くの方が、子供の頃、家族や先生など身近な人から本を読んでもらった経験があると回答されました。

おおむね12歳から18歳までのヤングアダルト世代(以下「YA世代」という。)の「活字離れ」「不読率(1か月に一冊も本を読まない子供の割合)」が問題となる中、「各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生や中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある」³と言えます。一方で多読者と不読者の二極化が指摘されており、不読者への対応が求められています。

本離れの傾向は、子供だけでなく大人、特に若い世代でも顕著となっており、市民アンケートでも、「出版物(電子書籍を除く)をほぼ読まない人」⁴の割合が13.4%なのに対して、内18歳から29歳までの層に限ると23.3%と高くなっています。しかしながら、時間に追われる毎日を送る現代の人々は、自分に合う形で自分に必要な多種多様な「情報」を収集するという行動スタイルになってきており、読書のスタイルも変容してきているのではと考えられます。インターネット上で無料公開されている小説投稿サイトで人気を博した作品が紙

² 出典：文部科学省の審議(平成30年(2018年)3月) 子供の読書活動推進に関する有識者会議。

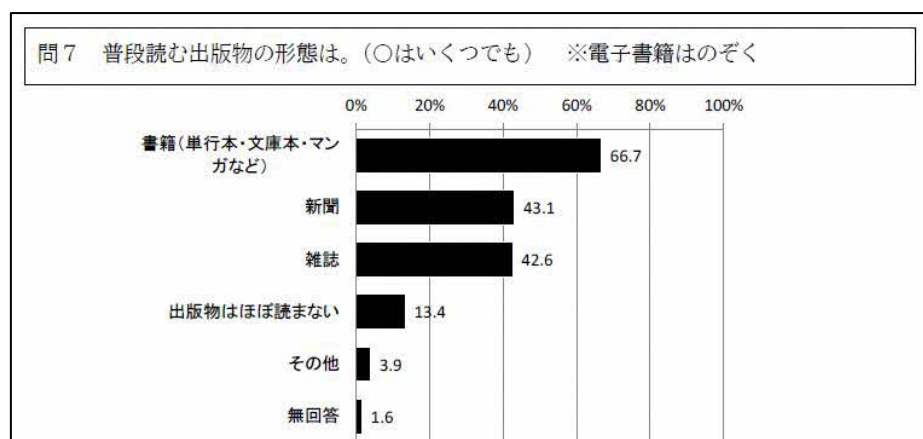
³ 出典：(同上)

⁴ 「出版物(電子書籍を除く)をほぼ読まない人」は1438人中192人(13.4%)。192人中73人(38%)は電子書籍の読書経験あり。

の本で出版されたり、動画サイトで紹介された本が話題になったり、本について語り合うテレビ番組が作られたりと、紙であれデジタルであれ、本に興味を持ち読書を趣味とする層が広く存在する実態もあります。

高齢者世代においては、人生100年時代が到来し、将来にわたり元気で充実した人生を送るうえで、健康・体力の維持とともに、知的好奇心の維持・向上や継続的な学びの機会を持ち続けることが重要となります。本市の「第8期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」(以下「年輪プラン」という。)の策定に当たり、令和元年度(2019年度)に実施した「高齢者等の生活と健康に関する調査」⁵では、趣味をもつことが生きがいづくりの大きな要因になっていることがうかがえます。「あなたの趣味はなんですか」の質問では、1位「テレビ・映画・音楽鑑賞」(49.1%)、2位「散歩・ウォーキング」(36.2%)に次いで、「読書」(35.6%)が3位という結果でした。

地域の読書環境を支える役割を図書館とともに担っていた書店は全国的に廃業が進んでおり、本市の書店についても、この10年で店舗数が半減していることが憂慮されます。⁶ネット書店の台頭や後継者問題などその理由は複合的であると考えられますが、書店や出版社などと図書館が協働した新たな取組を行うなどして、活字文化や読書環境を将来に渡って豊かなものにしていくことも図書館の役割と考えます。



(出典：市民アンケート調査)

⁵ 「第8期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)にかかる高齢者等の生活と健康に関する調査」

⁶ 「タウンページ」調べ。2012年3月版で30店舗、2021年10月版で15店舗。

2 図書館を取り巻く状況

本計画の策定にあたっては、社会の変化や法律改正、国の示した施策を踏まえ、新しい図書館機能の充実と新たなサービス展開を図っていくことが求められます。

2-1 公共図書館⁷の動向

自らが健康で心豊かな充実した生活・人生を過ごすためには、生涯のあらゆる時期を通じて、一人ひとりが意欲をもって主体的に学習を実践していくことが大切です。平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された、持続可能な開発目標(SDGs)では、「誰一人として取り残さない」をテーマに、持続可能な世界を実現するための17の国際目標が定められ、その一つに「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられており、社会教育・生涯学習が極めて重要な役割を果たすことが期待されています。

人生100年時代と言われる現代において、学校を卒業した後、多様なライフスタイルやライフステージの変化に応じた生き方や働き方を経験する機会が増える可能性があります。その中で直面する様々な課題に対して、その解決を図るうえで、自学自習を深めるための地域における学びの場として、図書館などの社会教育施設の役割は重要となります。文学や芸術に親しみ、教養を深めると共に、ひと時の心の潤いを求める時にも、身近にある図書館はなくてはならない存在です。

現代社会における図書館の在り方としては、職場や自宅ではない第3の空間(サードプレイス)⁸や協働するための学びの居場所⁹(ラーニング・コモンズ*)といった「場」としての在り方が注目されています。市民が、個人の学びや新たな社会課題の解決、自己実現、情報の発信や創造に使えるコモンスペース(共有、協働の場所)として、地域の情報拠点としての図書館は親和性が高い施設と言えます。加えて、核家族化の進展、地域社会とのつながりや人間関係が希薄になってきた社会において、ゆるやかな交流が生まれる「広場」として、誰もがゆったりと長時間過ごせる「居場所」としての図書館が求められています。特に青少年や、高齢者の「居場所」としての在り方が重要となっています。

一方、コロナ禍においては、電子書籍や、イベントや講座のオンライン開催など非来館型サービス*の需要が高まりました。電子書籍については、現段階で、紙の資料が全て電子書籍に置き換わることはないとしても、社会全体がデジタル化の流れにある中で、利用者の意識も変化しており、図書館に求められる役割も大きく変化してきています。

デジタル化社会が進行する中で、人々はインターネットを使い容易に情報を入手したり

⁷ 図書館法第2条で規定する図書館。その内、地方公共団体が設置する図書館を「公立図書館」というが、同義で用いる場合が多い。

⁸ 「ファーストスペース」は自宅、「セカンド・プレイス」は最も長い時間を過ごす場所(職場・学校)

⁹ 類語：コワーキングスペース、アクティブ・ラーニング・スペース。

発信したりできるようになった一方、日々発信される膨大な情報の中から、信頼性があり有効な情報を選び出し適切に活用する能力(情報リテラシー)が必要とされるようにもなりました。図書館の役割として、信頼性の高い資料や情報を収集、保存し、利用者の求めるものを探し出し提供することと合わせて、情報リテラシーの習得を支援することも今後ますます重要になっていくと思われます。

2-2 国の動向

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)が制定されました。この法律に基づき、令和2年(2020年)3月に国が基本的な計画¹⁰を、令和3年(2021年)3月には大阪府が推進の整備に関する計画を策定し、それを受けて本市においても「吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」(以下「読書バリアフリー計画」という。)を令和5年(2023年)2月に策定しました。(現在策定中)

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理¹¹(令和2年(2020年)9月)の中で、新しい時代の学びの在り方として、いわゆるインプット型の学びだけでなく、自ら疑問を持ち、課題を見つけ、考えを発信し、様々な背景を有す多様な世代の人たちと共に考え、課題解決につなげることも学びの重要な要素であり、他者を理解し受け入れ共生する社会の実現にもつながると示されているほか、オンラインと対面を効果的に組み合わせることで、学びが更に豊かなものになる、としています。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(いずれも令和4年(2022年)6月閣議決定)では、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けてとして、公民館・図書館などの社会教育施設に期待される役割が示されました。

令和3年(2021年)の著作権法改正で、絶版等資料を個人(家庭)へ送信することが可能となり、令和4年(2022年)5月から国立国会図書館の個人向けデジタル化資料送信サービスが開始されました。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)に基づき、5年毎に策定されている「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」の次期計画の策定に向けて設置された有識者会議の設置(令和4年(2022年)6月)の趣旨の中で、ICT*技術の普及により中高生のスマートフォン保有率の急増など、子供を取り巻く環境の変化が見受けられる中、高校生の不読率などが課題として示されています。

¹⁰ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)」

¹¹ 副題「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育 ～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」

第3章 吹田市立図書館の現状と課題

Ⅰ 吹田市の概要

Ⅰ-Ⅰ 市の政策

本市では、市政を運営するための基本的な指針を定めた総合計画を平成31年(2019年)3月に策定しています。その中で本市の将来像を「変化の厳しい時代にあっても、未来を見据えて様々な課題に対応するための施策を実行し、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかに快適に暮らし続けられるまち」としています。

その将来像を実現するための基本方向を、8つの分野に分けて「施策の大綱」として示しています。そのうち、図書館に関わる施策としては、主に大綱4「子育て・学び」の政策4「生涯にわたり学べるまちづくり」が関わりますが、そのほかの項目でも、図書館の各サービスと結びつく施策が挙げられています。資料及び情報提供の機能においては、全ての政策分野と紐づいた情報サービスを実施することが可能です。【表1】

【表1】 総合計画の各大綱と図書館サービスとの関係

大綱	政策	図書館サービス
3 福祉・健康	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	バリアフリー読書支援サービス
	2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	
	4 健康・医療のまちづくり	健康・医療情報サービス
4 子育て・学び	1 子育てしやすいまちづくり	児童サービス
	2 学校教育の充実したまちづくり	子ども読書活動支援センター
	3 青少年がすこやかに育つまちづくり	YA(ヤングアダルト)サービス
	4 生涯にわたり学べるまちづくり	生涯学習の支援
7 都市魅力	1 地域経済の活性化を図るまちづくり	ビジネス支援サービス
		就労・就業支援サービス
	2 文化・スポーツに親しめるまちづくり	多文化サービス
8 行政経営	1 行政資源の効果的活用	健康・医療情報サービス
		図書館の管理・運営

また、本市教育委員会は、本市が目指すべき教育の基本的な方向性とその施策を明らかにし、必要な施策を総合的・計画的に推進するために、教育ビジョンを令和2年(2020年)3月に策定しています。「今 吹田から 未来(あす)の力を 生命(いのち)かがやき ともにつながら 未来(あす)を拓く吹田の教育」を教育理念として、市民一人ひとりが多様な価値観を認め、互いの人権を尊重する態度を養い、主体的に学び、考え、行動する力と個性や能力

を活かしながら、人や社会とのつながりを大切にし、より良い社会を創造する力を育むことを目指すものです。

その教育理念を実現していくうえで、3つの基本目標と28の施策、そして3つの重点課題を定めています。そのうち、図書館に直接関わる施策としては、基本目標2「社会全体の教育力の向上」の基本方針3「生涯を通じて豊かな学びを提供します」施策13「図書館を通じた豊かな学びの場の提供」が該当しますが、そのほかにも、図書館の各サービスなどと結びつけた施策が挙げられています。

生涯学習と図書館

本市では生涯学習の推進について「第3次吹田市生涯学習(楽習)推進計画」(平成28年(2016年)3月)を策定しています。市内には図書館のほかにも、学校や公民館、博物館、コミュニティセンター、スポーツ施設など多種多様な生涯学習施設がありますが、その中でも図書館は、地域の情報拠点として、知識を求める人の入口であり、所有する資料と情報の提供を通じて、多様化する市民一人ひとりの生涯学習を支援する中核施設です。

図書館では司書の専門性を生かし、おすすめの本の紹介から調査研究まで、知識を求める人と資料・情報とを結びつける手助けをし、市民一人ひとりの好奇心と学びを支援しています。図書館は「基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする」¹²施設であり、誰にでも無償で資料や情報にアクセスする機会を保障する、知識を求める人のセーフティネットとしての役割を担っています。

1-2 吹田市の特徴

本市は、交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地するうえで有利な条件を備えています。大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性は、本市の住宅地としての魅力を高める大きな要因の一つとなっています。市内には、コミュニティ施設、福祉施設、社会教育施設、体育施設など、様々な公共施設が配置されているほか、多くの大学・研究機関や文化施設、医療機関が立地しており、学術・研究・文化を育む環境や、豊かで安心できる市民生活を支えています。住宅都市でありながら、多くの企業や大学などを有する複合型都市であり、地域ごとに異なる特徴を生かしながらまちづくりが進められてきました。

1-3 吹田市の人口

本市の人口は、近年、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンの建替えや新たな住宅建設により、当面の間、人口は増加する見込みですが、令和12年(2030年)の39.1万人をピークとして、その後、減少に転じると予測されています。人口構

¹² 出典：「図書館の自由に関する宣言」(1954年全国図書館大会採択、1979年日本図書館協会総会改訂)

造についてみると、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口*(15歳以上65歳未満)がいずれも減少している一方、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化は進展する見込みです。高齢者人口の今後の推計として、年輪プランでは、令和22年(2040年)の総人口に占める65歳以上の割合は30%を超え、総人口に占める75歳以上の人口の割合も上昇を続けると見込んでいます。

年輪プランでは基本目標Ⅰ「生きがいづくりと健やかな暮らしの充実」で、高齢者の地域活動や社会活動の促進の取組として、生涯学習の推進と、地域活動参加への支援の中で、図書館の役割が示されています。特に、高齢者が加齢に伴う身体機能の低下などで、趣味や教養、情報を得る手段などとしての読書の機会が減少することがないように、読書環境を整備していくことは、これからの超高齢社会の中で、図書館の重要な役割と考えます。

Ⅰ-4 吹田市の財政

総合計画では、本市の財政状況について、人口が長期的には減少に転じることが予測される中、市税収入の減少や少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加と、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中し、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれると記されています。持続可能な財政運営を行ううえで、掲げられた3つの目標の1つとして、市民のニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めることが示されています。

2 吹田市立図書館の概況

2-1 図書館の歴史

市立図書館は、吹田第一尋常小学校や市役所分室を経て、昭和42年(1967年)に館外への個人貸出しを開始し、昭和44年(1969年)に自動車文庫による巡回サービスを開始しました。昭和46年(1971年)に、現在地において中央図書館が建設され、本格的に図書館サービスを開始しました。

その後、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」¹³で示された、市内のどこからでも、高齢者や親子連れが歩いて行ける場所に設置することを目指し、整備指針で示した施設整備については、令和2年(2020年)11月に健都ライブラリーが開館したことで、市内の図書館網の整備が概ね完了し、図書館利用不便地域がほぼ解消されました。それを受けて、令和3年(2021年)8月末に51年間継続した自動車文庫(移動図書館)による市内巡回サービスを廃止しました。

自動車文庫廃止後の事業として、市域の境界など、一部残る利用不便地域に対し、令和3年(2021年)9月から予約資料の提供を行う配本サービスを開始しました。同年9月から学校と図書館間の物流を確保し、それまでは不定期だった配本事業を定期運行としました。

市立図書館でのICT*の活用については、平成28年(2016年)に、全館で自動貸出機や自動返却機、入退館ゲートなどのRFIDシステム*を導入し、貸出・返却時の待ち時間の短縮や予約本のセルフでの受取など、利用者の利便性向上を実現しました。

情報発信の一環として、SNS*の普及を受けて、平成25年(2013年)から公式FacebookとTwitterの運用を開始しました。

管理運営面での変化については、夜間開館(木曜日・金曜日のみ午後8時まで延長)、祝日開館を経て、平成22年(2010年)に定休日をなくし毎日開館を開始しました。同年、千里山・佐井寺図書館で窓口等業務委託が始まり、以降段階的に、地域図書館と分室で民間活力の導入を実施しました。

令和元年度(2019年度)末からの新型コロナウイルス感染症拡大下において、市立図書館では長期に渡るサービス制限を実施することになり、情報や資料の提供、行事などの在り方など、新たな課題が浮き彫りになりました。そうした中、非来館型の図書館利用の拡充を図るため、令和3年度(2021年度)に約3万点の電子書籍を導入し、令和4年(2022年)7月からは、市立小中学校のGIGAスクール構想で配備された児童・生徒1人1台端末を活用した電子書籍の貸出を開始しました。

¹³ 平成13年文部科学省告示第132号「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改訂したもの。平成24年12月19日文部科学省告示第172号。第一総則>二設置の基本>1「(前略)当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。」(→巻末資料)

2-2 施設概要

(1) 施設配置方針とサービス網

市立図書館は、市内のどこに住んでいても図書館サービスを享受できるように、各図書館・分室の奉仕対象範囲を、中央図書館が概ね半径1,500m 圏内、地域図書館が概ね1,000m 圏内、分室が概ね700m 圏内として設定し、市内全域をカバーしています。【図2】【巻末資料1 吹田市立図書館概要】市民アンケートでも、市内で主に利用する図書館について質問し、地区ごとの利用率を地図上に反映すると、ほぼ市域全体で図書館を利用しているという結果になりました。【図3】

中央図書館1館、地域図書館8館、分室1室¹⁴の9館1分室体制で、毎日開館し、市民がいつでも利用できる運営を行っています。隣接市との境界近くなど奉仕範囲の圏外の地域に対しては、配本サービス(市内6か所)を実施するほか、北摂7市3町の図書館広域利用サービス¹⁵、大阪市との広域利用サービスの実施により、市内外を問わず図書館を利用できる環境を整備しています。

今後の施設整備については、「吹田市公共施設最適化計画」、「吹田市公共施設総合管理計画」及び「吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画」に基づき、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕などの検討を進めていきます。なお、施設の更新などにあたっては、利用者の視点に立ったバリアフリー対応、カーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)¹⁶対策などの環境配慮などを考慮しながら、良好な施設機能を長期的かつ安定的に提供できるように取り組みます。

(2) 中央図書館と地域図書館の役割

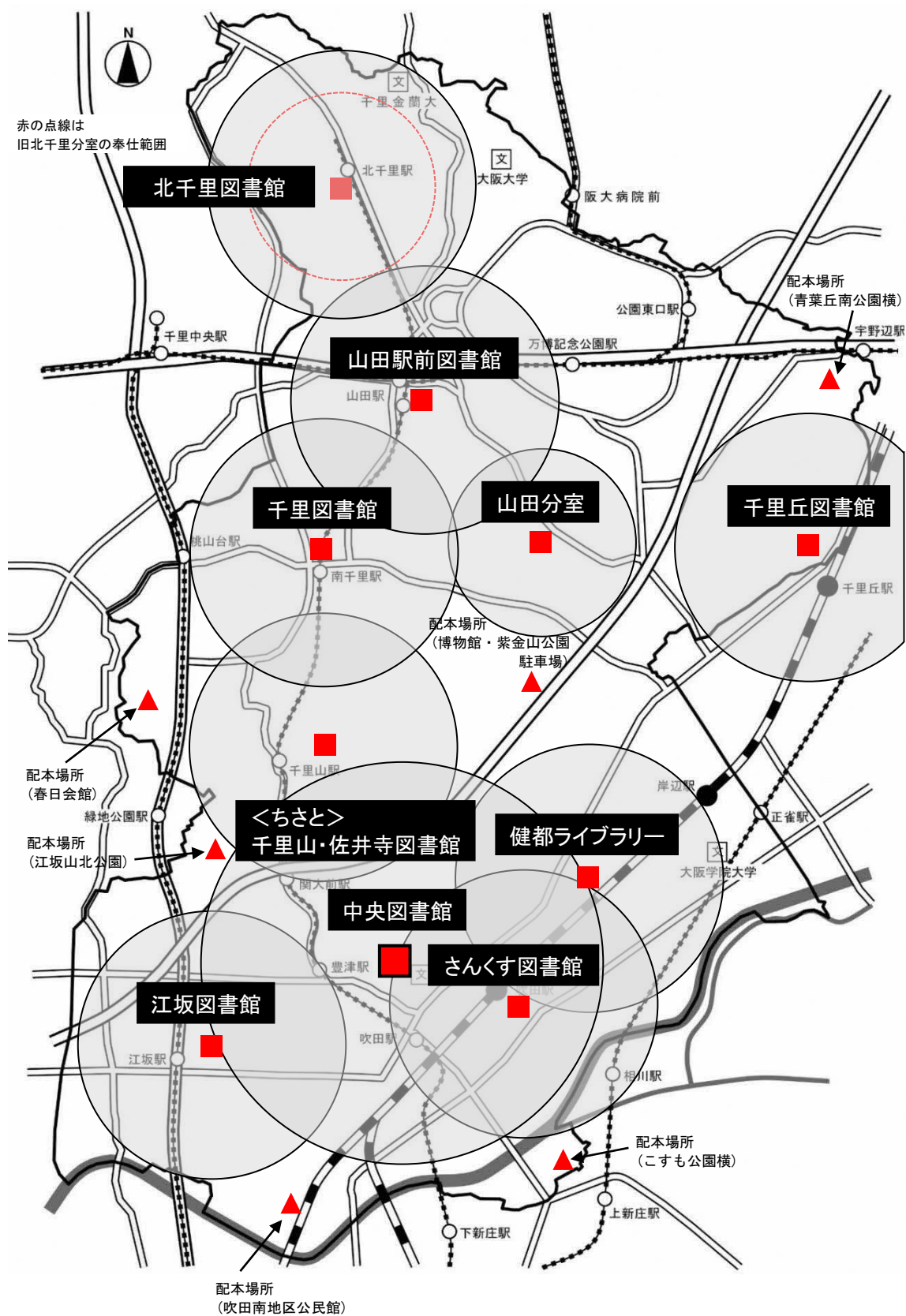
中央図書館は、図書館ネットワークの中心的役割を果たす館として、集会室などの市民活動スペースを配置するとともに、地域図書館が十分機能するように資料保存や電算システムの維持を行うなどバックアップする役割と、片山エリアにおける地域図書館としての役割を担っています。

地域図書館は、各地域での図書館サービスの中心となる施設として、地域に密着した住民の憩いの場所、気軽に立ち寄って読書を楽しむ場所としての役割を担います。ゆったりとした閲覧室のほか、対面朗読室や多目的室などを備える必要があるため、延べ床面積が500㎡、蔵書が4万5千冊以上収納可能なものと定義し、この基準を下回る施設は分室と位置付けています。分室は、地域図書館と連携し、奉仕対象範囲を中心とした市民へ、主に資料提供や行事の実施、学校や保育園、幼稚園など近隣施設との連携事業を担っています。【巻末資料2 各館の役割】

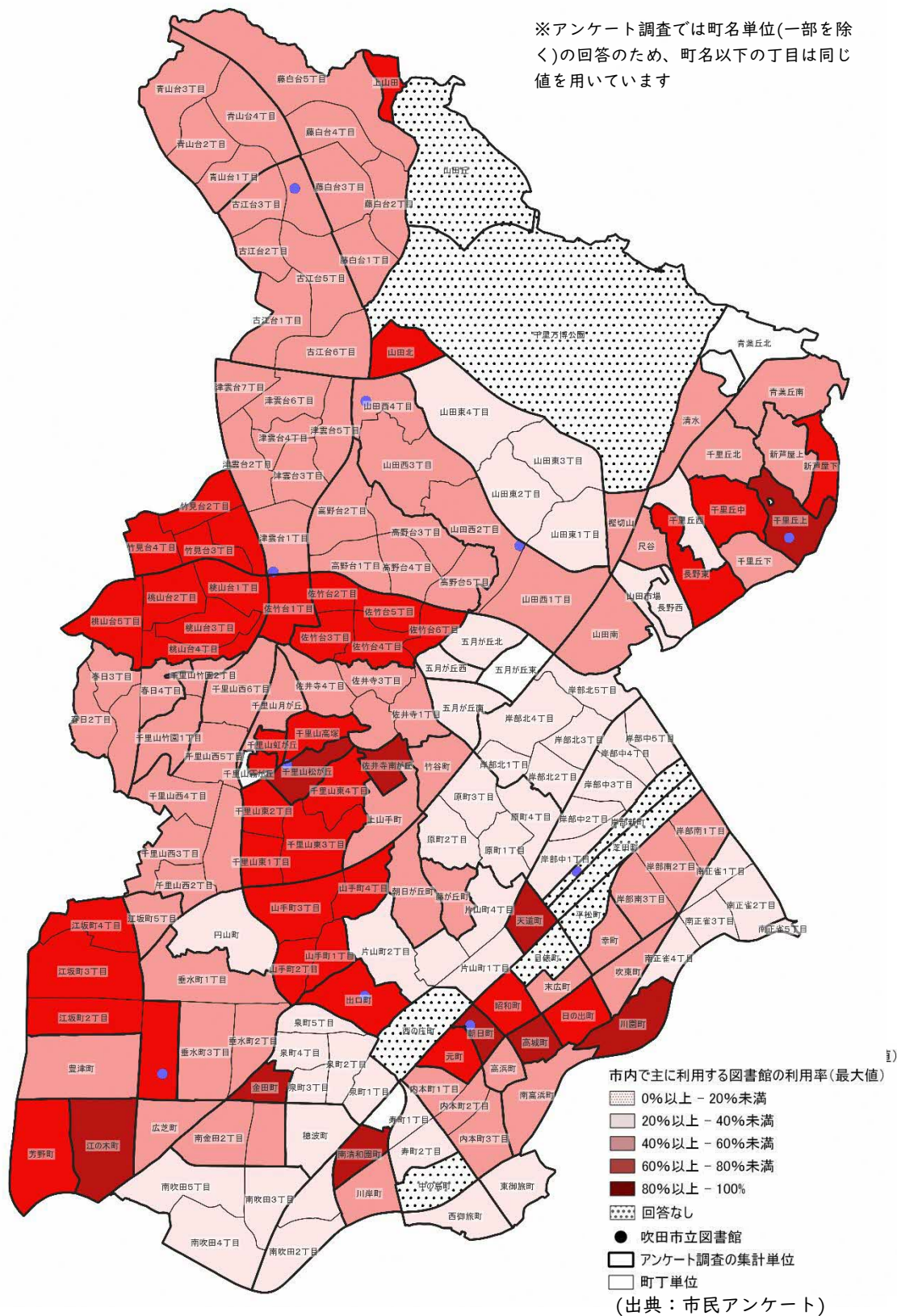
¹⁴ 令和4年(2022年)10月に北千里分室を閉室し、翌11月に北千里図書館を供用開始。

¹⁵ 平成29年(2017年)7月から、北摂7市3町(吹田市、豊中市、池田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町)の広域利用を実施。

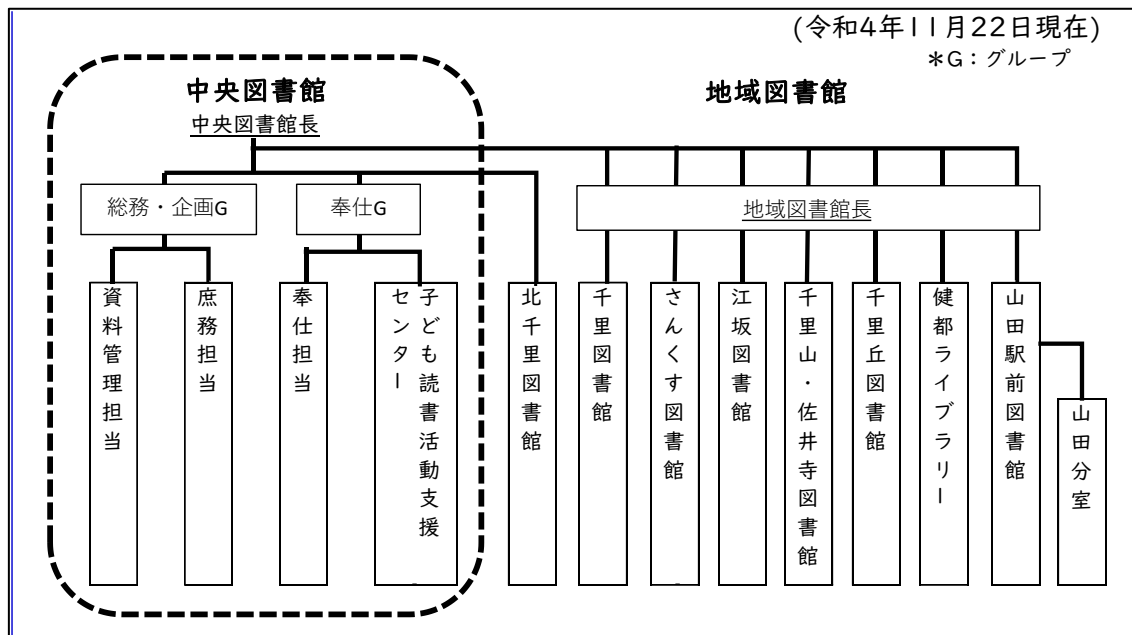
¹⁶ 参考：「吹田市環境白書2021」吹田市、2021.12



【図 2】 図書館の位置と図書館奉仕範囲図



【図 3】 市内で主に利用する吹田市立図書館の利用率



【図4】 組織図

(3) 各図書館の特色

市民アンケートで、市内で主に利用する図書館を選んだ理由で一番多かったのが「生活範囲からアクセスがよい」でした。次に「施設・設備がきれい」「ゆったり過ごせる」が続き、図書館を選ぶ目的に、利便性や施設環境が重要な要素であることが分かりました。市内各生活圏をカバーするように設置された各図書館は、資料提供や司書による読書相談サービス*(以下「読書相談」という。)、レファレンス(調査相談)サービス*(以下「レファレンス」という。))といった基本的な図書館サービスを行うほか、各館それぞれが、地域性や、施設、所蔵資料の特色を生かした運営をしています。【巻末資料3 各図書館の特色】

2-3 資料の収集と保存

(1) 資料の収集

資料の収集については、市民の要望、社会情勢、地域の実情に留意し、「吹田市立図書館資料収集方針」及び「選定基準」(平成14年(2002年)制定)等¹⁷⁾に則り、長期的・継続的に行っています。市立図書館で所蔵していない資料については、予約サービス*を通じて、購入や大阪府立図書館やほかの自治体の図書館との相互貸借*の制度を活用し、求められた資料を可能な限り提供するよう努めています。

¹⁷⁾ 吹田市立図書館マンガ資料収集方針及び選定基準(平成20年(2008年)制定)、吹田市立図書館外国語資料収集方針及び選定基準(平成23年(2011年)制定)、吹田市立図書館視聴覚資料収集方針及び選定基準(平成25年(2013年)制定)

電子書籍¹⁸の収集については、図書の選定基準に準じ様々な分野の資料を選定していますが、特に、読書離れが言われる10代後半から20代が読書をするきっかけになるような資料の収集に重点を置いています。そのほか、読書に対し利用に障がいのある視覚障がい者などが利用できる音声読み上げ対応資料やオーディオブック*のほか、紙媒体では購入対象としていない書き込み式の問題集、参考書、洋書を含めた語学学習用資料を優先的に選定しています。

そのほか、信頼度が高い情報収集ツールとして、商用データベース(新聞記事、法律情報、会社情報、医療情報など)を導入しています。

蔵書冊数は、平成23年度(2011年度)の約86万冊から、千里丘図書館と健都ライブラリーの供用開始を経て、令和2年度(2020年度)には約113.8万冊(図書のみの冊数)に増加しましたが、市民1人当たりの蔵書数3.06冊は、北摂7市の平均3.76冊を下回ります。【表2】図書費¹⁹についても、令和2年度(2020年度)の市民1人当たりの図書費153.7円は、摂津市²⁰を除く北摂6市の平均212.5円を下回ります。ただし、図書費、あるいは資料費にどの資料(図書以外の新聞・雑誌、視聴覚資料などの資料)の費用を含めるか、含めないかは自治体ごとに違いがあります。(例：本市は図書費に電子書籍を含めていませんが、他市では含めている場合もあります。)【表3】

【表2】 令和2年度(2020年度)北摂7市の市民1人当たりの蔵書数

	吹田市	豊中市	箕面市	池田市	茨木市	高槻市	摂津市
蔵書冊数*(千冊)	1,144	971	805	377	1,266	1,548	223
人口1人当たり(冊)	3.06	2.37	5.83	3.62	4.49	4.40	2.56
人口(千人)	374	409	138	104	282	352	87

*図書と紙芝居を足した冊数。(参考：「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3)

※全国の人口30万人以上の自治体(政令指定都市と特別区を除く)との比較

令和2年度(2020年度) 全国2.47冊/市民1人 吹田市3.06冊/市民1人

(参考：「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3)

¹⁸ 市民アンケートでは、電子書籍を読んだことのある人が1438人中662人(46.2%)で、40代以下の年齢層では、読んだことのある人の割合が平均7割ぐらいとなっています。

¹⁹ 図書費は図書の購入費用。資料費は図書費に視聴覚資料や新聞・雑誌等の購入費を加えたもの。

²⁰ 摂津市は、指定管理費用に含まれるため参考資料に記載なし。

【表 3】北摂7市の市民1人当たりの資料費と図書館費の比較(令和3年度(2021年度)予算)

	吹田市	豊中市	箕面市	池田市	茨木市	高槻市	摂津市
図書館費(円)	2248.3	1191.0	896.9	2448.9	1102.4	1421.5	1555.0
資料費(円)	207.6	214.3	389.4	192.0	311.4	280.0	206.9
図書費(円)	153.7	180.4	327.4	153.8	230.3	229.1	—
資料費/図書館費(%)	0.09	0.18	0.43	0.08	0.28	0.20	0.13
図書費/図書館費(%)	0.07	0.15	0.37	0.06	0.21	0.16	—

(参考:「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3)

※全国の人口30万人以上の自治体(政令指定都市と特別区を除く)との資料費(予算額)比較

令和3年度(2021年度)全国156円/市民1人 吹田市207.6円/市民1人

(参考:「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3)

(2) 保存・除籍²¹

図書館は、将来にわたる利用に備えるため資料を保存する責務を負っており、資料の保存や除籍については「吹田市立図書館資料除籍基準(資料別除籍基準を含む)」に則り慎重に行っています。除籍資料は、市内の公共施設(学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設など)に譲渡した後、各館に設置しているリサイクルコーナーで市民に提供することで有効活用を図っています。

(3) 書架構成

各館の閲覧フロアにおいては、魅力的でできるだけ新しい情報を取り入れた資料群の形成に努め、地域の特性や各館の特色を踏まえた書架構成やコーナーづくりを行っています。

また、閲覧フロアの蔵書冊数(開架冊数)が多い館においては、一般的資料から専門的資料までを網羅した蔵書を構築しています。【巻末資料2 各図書館の特色】

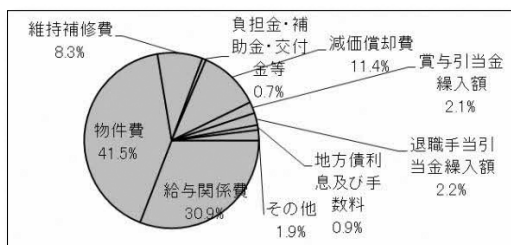
²¹ 情報が古くなり利用がされなくなった実用書や、所在不明や汚破損等の理由で不用になった資料を廃棄すること。

2-4 図書館の運営

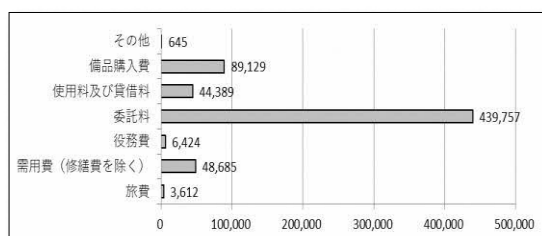
(1) 管理運営費(現状と課題)

令和2年度(2020年度)における図書館事業²²にかかるコストは下記のとおりです。全体の41.5%が物件費で、そのうち委託料が69.5%を占めています。委託料の約6割は人件費に相当する窓口等業務委託料で、図書館の人件費と合わせると、経常費用48%が人的経費となります。将来にわたって、社会教育施設として市民の様々な世代に対応した学びの場を提供できるよう、他市の状況や取組を比較するなどして各事業の在り方を検証し、持続可能な管理運営に努めます。【図5】【図6】

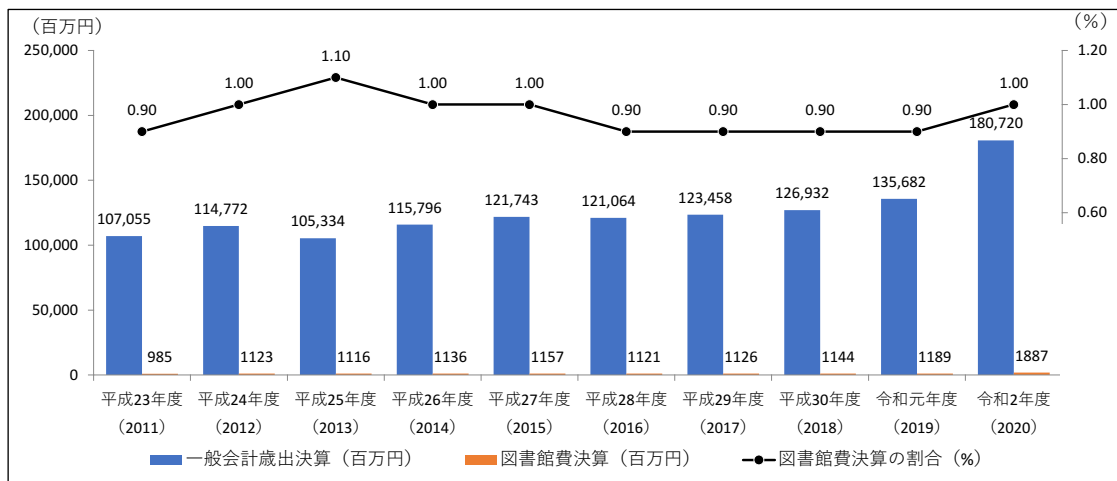
▽経常費用の構成割合



▽物件費の内訳(単位：千円)

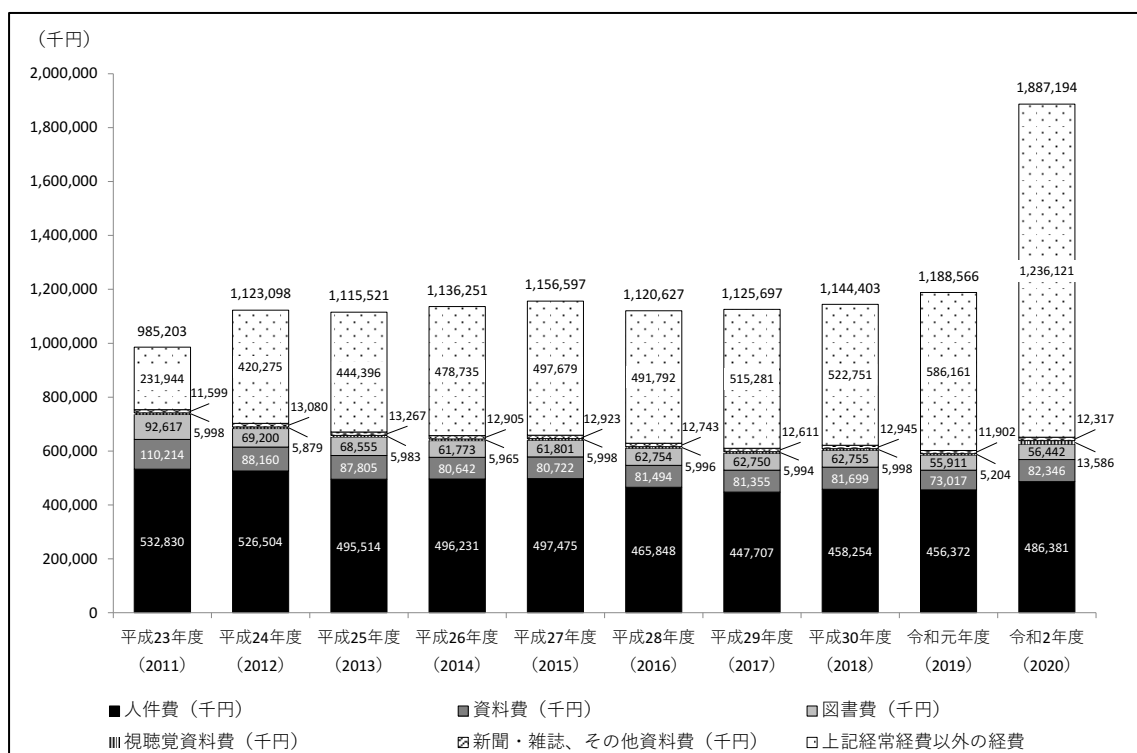


(出典：吹田市新公会計制度財務諸表 令和2年度(2020年度))



【図5】 一般会計歳出、図書館費決算の10年間の推移

²² 令和2年度は新館(健都ライブラリー)の工事費用が含まれるため、通年より多くなっています。



【図 6】 図書館費内訳の10年間の推移

(2) 管理運営方式

本市では、図書館の司書が担う業務と、民間事業者のノウハウを活用し推進する業務を区別し、後者の業務について、民間活力(窓口等業務委託や指定管理者制度)を導入し、組織及び運営の合理化を図ってきました。今後も、業務の効率化や ICT の導入や機械による自動化など、持続可能性の高い手法を用いて、効果的、効率的な運営を目指します。(各館の運営方式については巻末資料 2 吹田市立図書館概要を参照のこと)

一方で、図書館事業の合理化が、将来において市民サービスの質の低下を招かないように、運営の根幹において事業継承を行える体制を維持する必要があります。

今後の民間活力導入の推進にあたっては、専門性・継続性が求められる司書資格が必要な業務と、そうでない業務の精査を進め、後者については、ICTの利活用と合わせ、施設の特性を見て、より効果的、効率的な手法を検討し適正な人員の配置を目指します。ICTの利活用にあたっては、「吹田市第4期情報推進計画策定に向けた市民アンケート調査」²³で、対面による窓口手続の充実や、紙による情報発信の充実なども市民に求められており、状況に沿った情報化を行う必要があります。

²³ 吹田市第4期情報化推進計画に収載。アンケート期間：平成30年(2018年)9月27日～10月19日。設問は「吹田市が進める情報化で今後さらに力を入れてほしいこと」。

(3) 職員育成と専門性の向上

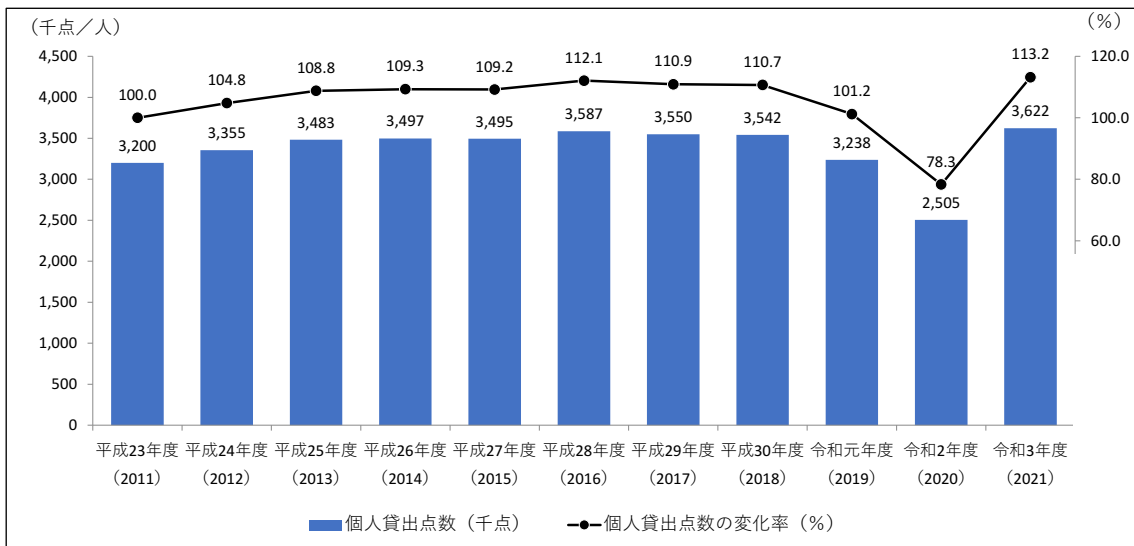
本市では、図書館業務に関する能力や、その地域の特性と地域に関する資料に対する知識を身に付けた人材を継続的に育成しています。窓口等業務委託や指定管理者制度の導入にあたって、専門的知識と経験を必要とする、企画・立案や蔵書の選定、レファレンスなど図書館の根幹的サービスについては、市職員が担うことで、業務に関する知識、技術の蓄積・継承、継続的な人材育成を行える体制の構築を目指しています。一方で、司書が担う業務と民間活力に委ねる業務を区別したことにより、中堅職員から若手職員にかけて実務経験に基づく図書館運営の全容に対する理解や知識の不足が顕在化するようになっており、それを補完できる研修などの方策が必要となっています。

司書としての資質・能力の向上には、研修制度の充実が欠かせず、市立図書館内での研修プログラムの充実と合わせて、国・大阪府、日本図書館協会などが実施する図書館員を対象とした実務研修などに積極的に参加することで、経験年数や担当分野に応じ、段階的に、専門スキルの向上を図っています。そのほか、講座などの講師を担えるコーディネーター能力、接客能力に加え、公務員としての事務能力や、経営能力なども必要です。

2-5 利用統計

(1) 個人貸出点数²⁴

日本の公共図書館の総貸出数は、平成28年度(2016年度)をピークに減少しており、本市においても、平成28年度(2016年度)の約359万点をピークに、平成29年度(2017年度)の約355万点で横ばい傾向になり、令和2年度(2020年度)はコロナ禍の影響で、約250万点まで急減しました。【図7】市民1人当たりの個人貸出点数6.70冊は、北摂7市の平均7.08冊を下回っていますが、その要因としては、利用登録率や貸出可能点数の違い(最小が10点、最大が20点、本市は15点)が関係しているのではないかと考えられます。【表4】なお、令和3年度(2021年度)の統計では、コロナ禍の収束の兆しや、健都ライブラリーが開館したことなどを受けて、約362万点となり過去最高の数値となりました。



【図7】 個人貸出点数の10年間の推移

【表4】 令和2年度(2020年度)北摂7市の市民1人当たりの個人貸出点数

	吹田市	豊中市	箕面市	池田市	茨木市	高槻市	摂津市
個人貸出点数*1(千点)	2,505	2,700	1,327	594	3,064	2,469	265
人口1人当たり(点)	6.70	6.60	9.61	5.71	10.87	7.01	3.05
人口(千人)	374	409	138	104	282	352	87

*1 雑誌、視聴覚資料を含む。

(参考:「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3)

※全国の人ロ30万人以上の自治体(政令指定都市と特別区を除く)との比較

令和2年度(2020年度)平均4.13点 吹田市6.70冊

(参考:「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3)

²⁴ 各自治体で借出期間、資料種別ごとの借出冊数・点数は異なります。

(2) 来館者数(年間入館者数)²⁵

平成28年度(2016年度)以降、入退館ゲート(BDSゲート)による人数を来館者数として計上しています。誰でも無料で利用できる公共施設として、市内の他の施設と比較しても多くの人に利用されていますが、来館者数については平成28年度(2016年度)の約199万人をピークに減少傾向が続き、令和2年度(2020年度)はコロナ禍の影響のため約109万人まで減少しました。令和3年度(2021年度)は約156万人まで回復しましたが、総合計画で目標として掲げた令和10年度(2028年度)の来館者数222万人を達成するには、更に利用促進を図る必要があります。【表5】

【表5】 令和元年度(2019年度)市内各施設の延べ利用者数

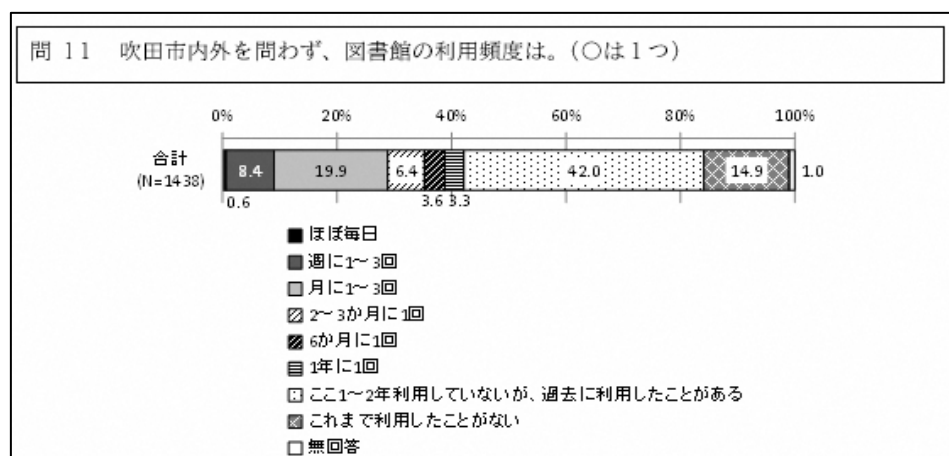
図書館(8館2分室)	1,600千人	市民体育館(5施設)	147千人
吹田サッカースタジアム	517千人	地区市民ホール(8施設)	116千人
地区公民館(29施設)	356千人		

(参考:「吹田市統計書 令和2年(2020年)版」吹田市、2021.3)

(3) 利用登録率

市民の市立図書館の利用登録率は、平成26年度(2014年度)の30.5%をピークに、令和2年度(2020年度)には25.4%まで減少しており、利用登録率向上の取組が必要です。一方で、市民アンケートの結果からは、約4割の方が、市内外問わず図書館を利用している実態が分かることから、北摂7市の平均35.5%を目標に利用促進に取り組んでいきます。【表6】

利用登録者の内訳を年齢別に見ると、30歳代から50歳代で全体の半分近くを占め、10代後半から20代の利用が低くなっています。年齢人口に対する利用登録率は、0歳から15歳までの児童の利用登録率が59.8%と高く、16歳以上の利用登録率が21.6%となります。【図8】



(出典:市民アンケート)

²⁵ 自動車文庫、北千里分室、山田分室及び、中央図書館の臨時窓口期間(平成31年(2019年)4月~12月)は、入退館ゲートでの来館者数のカウントができないため延利用者数数値を採用。

【表 6】 令和 2 年度(2020年度)北摂 7 市の利用登録率(個人登録者対象)

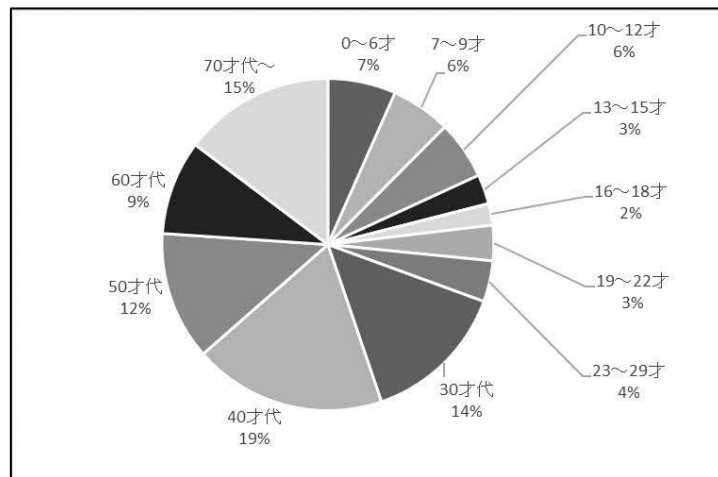
	吹田市	豊中市	箕面市	池田市	茨木市	高槻市	摂津市
登録者数(千人)	104.3	138.7	72.0	37.0	163.8	87.0	14.3
利用登録率(%)	27.9	33.9	52.2	35.6	58.1	24.7	16.4
人口(千人)	374	409	138	104	282	352	87
更新期限	5 年	5 年	10 年	3 年	5 年	5 年	(3 年*)

* 3 年間使用がなければ無効となる。(参考:「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3)

※全国の人 口 30 万人以上の自治体(政令指定都市と特別区を除く)との利用登録率の比較

令和 2 年度(2020年度)平均40% 吹田市27.9%

(参考:「日本の図書館 2021」日本図書館協会、2022.3)



【図 8】 図書館の年齢別利用者の比率

(参考数値: 令和 3 年(2022年) 3 月末時点 対象: 1 年以内に利用した市内在住の登録者)

(4) 予約受付件数

予約サービスは、貸出中の資料や市内の他の図書館で所蔵されている資料の取寄せ、市立図書館では所蔵していない資料を求める際に利用されています。予約受付件数は、平成23年度(2011年度)75.4万件でしたが、令和 2 年度(2020年度)は113万件となりました。本市の予約受付件数は全国と比べても非常に多く、全国の人 口 30 万人以上の自治体(政令指定都市と特別区を除く)の中で、令和 2 年度(2020年度)は 7 番目となっています。

3 サービス基本計画において取り組む課題

以上、第3章では、吹田市立図書館を取り巻く状況や現状を様々な視点で分析してきました。その結果、本計画において取り組む課題が浮かび上がってきました。

(1) 多様化するニーズへの対応

【新鮮で魅力的な資料の収集、保存と提供】

市民の生涯学習を支援するためには、多種多様な資料の充実が引き続き必要です。吹田市の貴重な財産であるそれらの資料を広く市民に利活用してもらえよう、資料に関する情報発信だけでなく図書館の存在そのものを、まだ図書館を利用したことのない市民に認知してもらえよう情報発信し、利用者の裾野を広げる取組が必要です。

また、地域に根差した郷土愛を育むためにも、吹田市の郷土の歴史と文化・芸術の入口の役割を担うことも重要です。そのほか、市の課題解決に向けて、行政と市民がともに考えるために必要な資料や情報を整備する必要があります。

【情報拠点としての図書館の在り方】

情報が氾濫するネット社会の中においても、信頼性があり有効な情報にアクセスできる、最も安全な施設として、情報の提供や支援を行っていく必要があります。図書館が、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点としての役割を担った施設²⁶であることを知り、活用してもらうために、サービスの周知と利用促進に更に力を入れて取り組む必要があります。

【超高齢社会の図書館の役割】

高齢者の生きがいづくりや、社会参加をするための生涯学習の拠点としての在り方から、認知症支援など福祉システムの枠組みの中での在り方まで、幅広い役割が期待されています。図書館が、趣味の読書や、イベント・講座、人とつながりが持てる魅力あふれる場になることで、楽しみながら図書館に通う習慣がつくられ、自然と健康になれるまちづくりの実現²⁷にも寄与できます。

【利便性の向上】

ライフスタイルが多様化し、読書や情報を取得するスタイルも変化する中、従来の来館型サービスと合わせて、ウィズ・コロナやアフターコロナでの新たな生活様式やインターネット社会における高度な市民ニーズに応えることのできる電子書籍などの非来館型サービスを充実する必要があります。また、無人のアクセススポット(例：夜間の予約受取コーナー)

²⁶ 参考：「これからの図書館 ～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(文部科学省、2008.3)

²⁷ 参考：「健康すいた21(第3次) 2022-2026」(吹田市、2022.3)基本方針3「楽しむ・輝く」をベースとした「くらし」にとけこむ健康づくり

の運用などで、利用者の利便性の向上を図り、利用者の裾野を広げる必要があります。なお、セルフサービス方式の実施にあたっては、必要な設備・施設面での条件を整える必要があります。

(2) 図書館という「場」の活用

これからの図書館は、「第3の空間：サードプレイス」や、「協働するための学びの場所：ラーニング・コモンズ」といった学びや自己実現、情報発信の「場」、ゆるやかな交流が生まれる「広場」、誰もがゆったりと長時間過ごせる「居場所」としての在り方が求められています。そういった市民の要望に応えるために、質の高い空間、癒しと潤いの空間を整備し、各館の魅力向上、利用向上を図る必要があります。

図書館の利用向上については、本に関わる対面やオンラインを活用したイベント²⁸や講座の開催、電子書籍など非来館型サービスの提供で、今まで図書館を利用してこなかった幅広い層を取り込み、人と資料を結びつけるという基本的サービスに繋げていく必要があります。また、集客性の高い施設の特徴を生かし、図書館の情報だけでなく、行政や地域情報の発信の場としても役割を果たしていきます。

地域に求められ役立つ図書館の実現には、地域の中で市民の暮らしに密着する形で、図書館資源と組み合わせた様々な事業を協働で進めるなど、住民と対話しながら図書館サービスを展開していく必要があります。

(3) 次代を担う子供の育成を支援する図書館

幼少期における読み聞かせの習慣は、将来の読書習慣に大きな影響を与えるものであり、子供の身近なところに読書環境を整えることが読書好きの子供を育てることにつながります。また、全ての子供に読書の機会を保障するためには、子育て支援と学校図書館への支援が欠かせません。特に不読率の高いYA世代に対しては、電子書籍、SNSなどオンラインでのサービス提供を進め、読書への選択肢を増やし、読書や図書館利用へのきっかけをつくるような取組を行っていく必要があります。

(4) 持続可能な運営

今後も図書館の維持管理に対する経常的な経費が見込まれる中、業務の効率化やICTを活用した自動化、オンライン化など図書館のDX²⁹化に取り組み、持続可能性の高い手法を用いて、効果的、効率的な運営を目指す必要があります。一方で、ICTの活用にあたっては、デジタル技術を不得手とする市民や、障がいなどにより情報を得難い市民などに対し情報格差を生み出さないために、「誰一人として取り残さない」支援を行う必要があります。

²⁸ オンラインイベントも非来館型サービスに含まれます。

²⁹ デジタル・トランスフォーメーション。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

第4章 サービス基本計画

第3章で行った市立図書館(以下「図書館」という。)の現状分析を踏まえ、本章では、基本構想の基本理念と使命(ミッション)を継承し、これから10年間の図書館活動の指針となるサービス基本計画を図書館の目指す3つの基本目標と、その目標を具体化するための個別の図書館サービス事業-9つのサービス方針に分けて整理します。各サービス方針は、ねらいを明らかにしたうえで、現状と課題を踏まえ、今後取り組むべき具体的な「施策」の内容、施策の進捗をはかる「指標」について記載します。

Ⅰ 基本理念と使命

基本構想では、図書館の基本理念と使命(ミッション)を明らかにしました。

<基本理念>

吹田市立図書館は、「図書館法」及び「ユネスコ公共図書館宣言(1994年)」³⁰に謳われた公立図書館の理念のもと、必要な資料・情報を「いつでも、どこでも、だれにでも提供する」、市民本位のサービスを行っていくことを基本理念とします。

・ **図書館法**(昭和25年法律第118号)(改正令和元年法律第26号)

図書館法は、社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めた法律です。その法的な位置付けは、教育基本法、社会教育法が上位に位置し、社会教育法の第9条の規定に基づき、図書館個別の法律として定められました。

図書館法第1条において、本法を定めた目的を、「社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与すること」としています。また同法第2条において、「図書館」とは、「図書、記録のほか必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資することを目的とする施設」と定義しています。本市の図書館は、この図書館法に基づいた条例によって設置されています。(吹田市立図書館条例第1条)

³⁰ 基本構想から下線部を修正。元文は「「ユネスコ公共図書館宣言(1994年)」等」

・ユネスコ公共図書館宣言(平成6年(1994年)採択)³¹

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は昭和24年(1949年)に、公共図書館の在り方に関する宣言³²を発表しました。その後、昭和47年(1972年)と平成6年(1994年)に改定を行い、平成6年(1994年)の改定では、その序文において、「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。」と示されています。また、「公共図書館は地域の情報センター」として、利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにすることが示されました。(参考:「図書館情報学基礎資料」第4版、樹村房、2022.3)

<使命(ミッション)>

吹田市立図書館の使命(ミッション)は、資料・情報の収集・保存と提供³³を通じて、市民の社会的活動や子供の成長を支援するとともに、生活に潤いを与え、よって吹田のまちづくりと地方自治発展に役立つことです。

○ 資料・情報の収集・保存

図書館は、知識、思想、文化並びに情報を資料として後世に残し伝えていく社会的責任を果たします。

○ 市民の社会的活動や子供の成長を支援

図書館は、多様化する市民一人ひとりの生涯学習を支援する中核施設であり、地域の発展や子育てなどになくてはならない地域の情報センター(情報拠点施設)を目指します。

○ 吹田のまちづくりと地方自治発展に寄与

図書館は、市民との協働や学校との連携などを大切にしながら、地域コミュニティの形成に貢献するとともに、地域の文化や教育力の向上に資する事業に取り組みます。

○ 図書館は、本市の政策形成に必要な資料及び情報を提供します。

³¹ 令和4年(2022年)7月27日、国際図書館連盟(IFLA)がユネスコ公共図書館宣言の改訂版を発表。

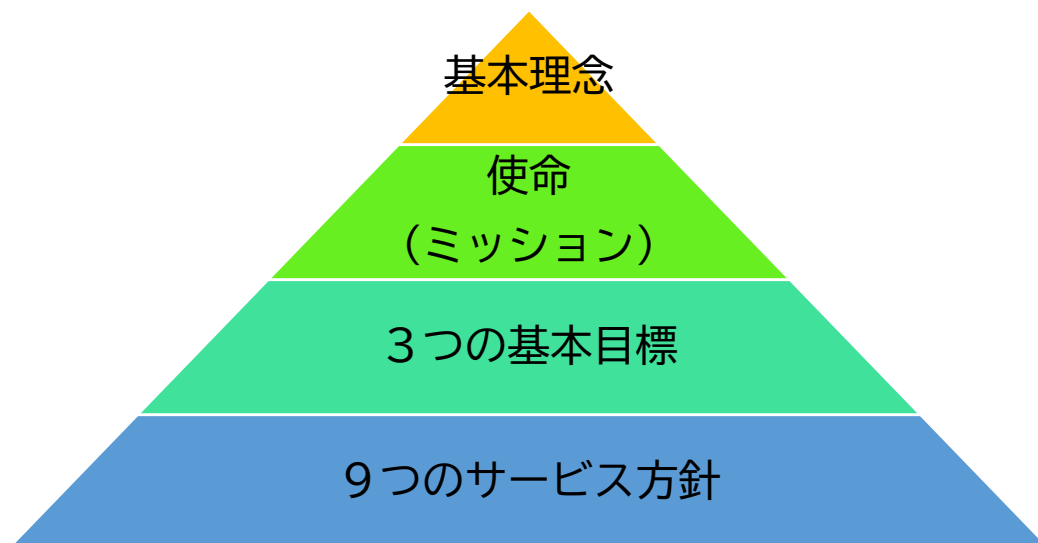
³² 「宣言」は「条約」や「勧告」とは違い、ユネスコ憲章等において具体的に規定があるわけではなく、また、「勧告」と同様、「批准」等の手続も生じませんが、「勧告」と同様、全世界的な原則を定めようとするために適宜、ユネスコ総会において決議されるものです。(参考:文部科学省ホームページ)日本のユネスコへの加盟は昭和26年(1951年)6月。

³³ 基本構想から下線部を修正。元文は「提供と保存」

2 3つの基本目標

令和3年(2021年)8月に実施した市民アンケートの回答結果³⁴から、基本構想策定時と同じく、生涯学習と子供の読書活動への支援並びに資料の充実が市民本意の図書館サービスを進めるうえで重要な点と考え、基本構想を継承し本計画の基本目標を設定します。

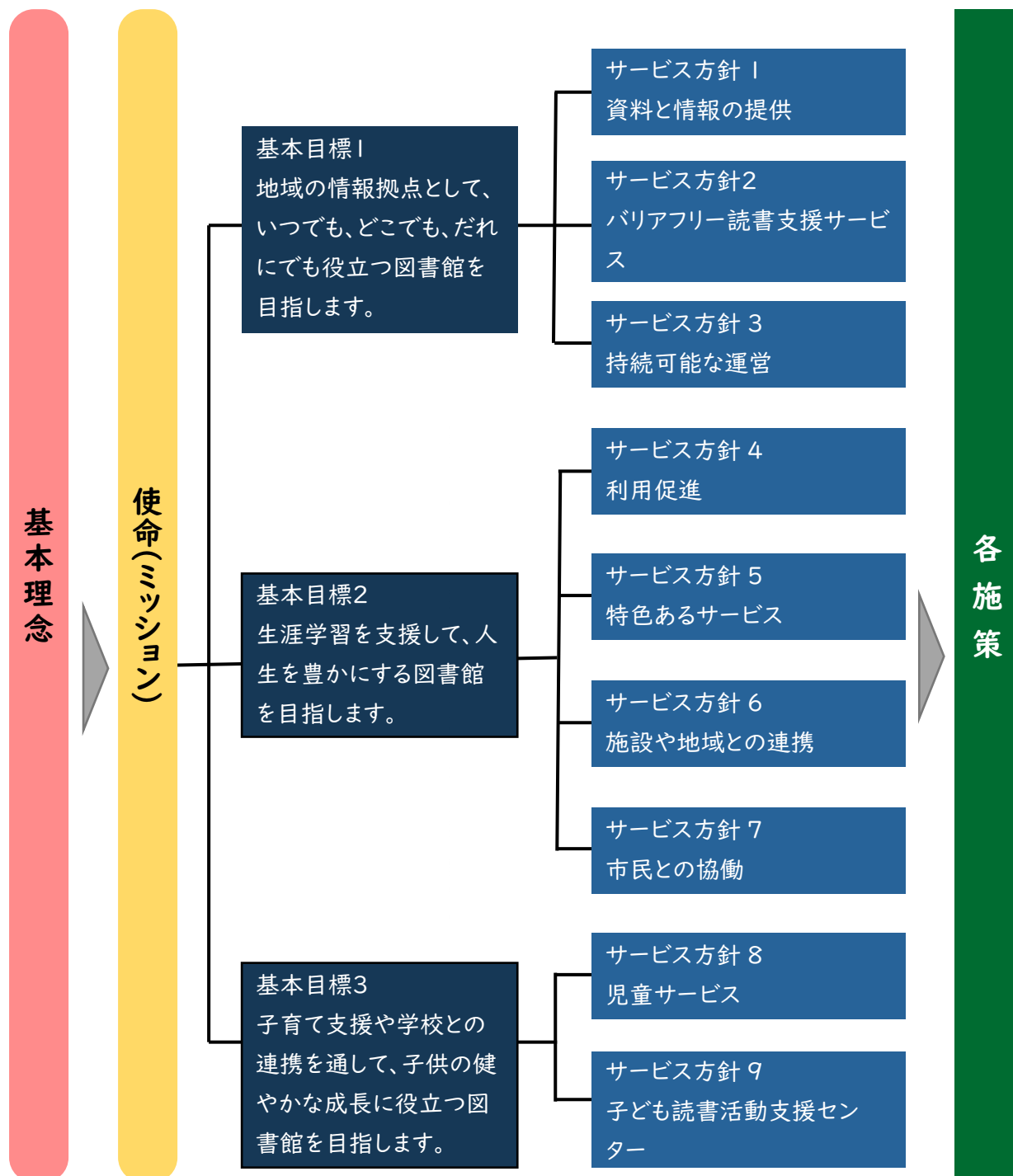
- | | |
|-------|---|
| 基本目標1 | 地域の情報拠点として、いつでも、どこでも、だれにでも役立つ図書館を目指します。 |
| 基本目標2 | 生涯学習を支援して、 <u>人生</u> ³⁵ を豊かにする図書館を目指します。 |
| 基本目標3 | 子育て支援や学校との連携を通して、子供の健やかな成長に役立つ図書館を目指します。 |



³⁴ 【図書館で今後重要となる役割】1位「子供の読書活動の推進」、2位「生涯学習の支援」、3位「子育て支援」 【あなたにとって魅力的な図書館】1位「資料の種類や数が多い」、2位「座席数が多く長く過ごせる」、3位「自習・仕事ができるスペースがある」

³⁵ 基本構想から下線部を修正。元文は「仕事や暮らし」

3 サービス体系図



基本目標Ⅰ 地域の情報拠点として、いつでも、どこでも、だれにでも役立つ図書館を目指します。

図書館は、地域の情報拠点施設として、市民の興味・関心、直面する課題に対して有用な資料や情報を提供するほか、地域に関する情報を収集・整理し利用に供し、将来に残す役割を果たします。必要な資料や情報の提供には、十分な量の多種多様な資料を計画的に整備することが必要であり、司書が読書相談やレファレンスによって、人と資料を繋ぐ役割を担います。コロナ禍で導入した電子書籍(「すいた電子図書館」)は、人々の生活様式が多様化してきている中、いつでも(24時間)、どこでも(図書館以外でも)利用できる利便性があり、今後は、紙の本と合わせ、電子書籍を含めた非来館型サービスの充実も図り、より多くの市民の方に活用してもらえ図書館を目指します。サービスの提供にあたっては、ICTの導入や機械による自動化など、持続可能性の高い手法を積極的に活用していきます。

また、誰一人として取り残さない包摂的な社会³⁶の実現のために、様々な背景を有する多様な人たちが、文字・活字文化を等しく恵沢できるよう、読書環境を整備します。

サービス方針Ⅰ 資料と情報の提供

(指標) レファレンス受付件数	
10,455件(令和3年度)	(経年比増)

※利用者、行政、学校、他自治体などから受けた質問の総件数。

サービス方針Ⅱ バリアフリー読書支援サービス

(指標) アクセシブルな書籍等の年間貸出点数	
31,803点(令和3年度)	(経年比増)

※デジター図書*、テープ図書、点訳図書、さわる絵本*のダウンロード数及び総貸出点数。

サービス方針Ⅲ 持続可能な運営

(指標) ICTの活用
図書館サービスの提供時間や方法の見直し(概ね5年以内)

³⁶ 誰一人として取り残されることのない社会。ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)。

サービス方針Ⅰ 資料と情報の提供

■サービス方針のねらい

膨大な情報が溢れる現代社会において、文献や各種情報に基づく根拠のある適切な情報を提供することは図書館の重要な役割です。インターネットや電子書籍などデジタル資料の普及により、読書や情報取得のスタイルが変化している中、図書館は従来の紙の資料の貸出だけでなく、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供することで生涯学習や自由な読書活動を支援し、市民の知る権利を保障します。

■施策

(1) 資料と情報の収集

- 市民のニーズに対応できる多様な種類の資料(図書、電子書籍、新聞、雑誌、紙芝居、視聴覚資料、外国語資料等)を収集します。情報の信頼度が高い商用データベース*など各種オンラインサービスについても、重要な資料として整備を図ります。
- 書架の新鮮さを保つために適切な蔵書の更新を行い、必要とされる新刊資料の購入ができるよう適切な資料費の確保に努めます。

【図書費算定の目安】

総出版点数に対する購入タイトル数の比率

一般書 総出版点数(児童書、学習参考書を除く)の内35%以上

児童書 総出版点数(児童書)の内50%以上かつ複本3冊

(2) 資料と情報の提供

- 特設コーナーの設置や、おすすめ本のリストやパスファインダー*、SNSでの情報発信などを通じて、時事や、市民の興味関心に関する資料を紹介するほか、読書の楽しさや、資料や情報の活用方法などをPRします。
- 他の自治体の図書館と連携・協力し資料の相互貸借を行うほか、北摂7市3町の図書館広域利用の取組を継続することで、市民がより多くの資料や情報に触れることのできる環境を整え、資料の有効活用を図ります。

(3) 資料と情報の保存

- 図書館全体として、書庫の収納能力に限界が来ており、近い将来予想される資料の収納能力の限界に対し、書庫機能の整備を検討します。
- 紙の資料の保存だけでなく、主に地域・行政資料についてデジタル化も視野に入れ、保存と活用を図ります。

(4) 非来館型サービスの充実

- 時間的、地理的制約から図書館を利用できない人に対し、インターネット上の図書館として活用できるように電子書籍の充実及び利用促進を図ります。
- 予約配本サービスの継続や郵送貸出サービス(有料)の試行などを行い来館困難者への資料提供サービスの充実を図ります。
- 電子申請サービスの拡充や、利用案内、読書啓発に動画コンテンツ*などを活用し、WEBサービスの充実を図ります。

(5) 地域資料の収集・保存と活用

- 吹田市に関わる地域資料の収集と保存に努め、資料のデジタル化やデータベース化を推進することで、インターネット環境での情報発信やレファレンスなどでの利活用を図ります。
- 図書館ホームページやメールマガジン、SNSでの地域資料の紹介を通じて、地域に根差した郷土愛の醸成を図ります。

(6) レファレンス

- 司書は、資料を知り、利用者を知り、利用者と資料を結びつける役割を果たすと共に、窓口での対人サービスを通じて利用者や地域住民のニーズを把握し、地域に密着したサービスを実施します。
- 利用者の質問に的確に応え、求められる資料や情報を迅速に提供できるよう、レファレンススキルの向上に努めるほか、図書館内の資料や情報で対応できないものについては、必要な相談窓口や専門機関に迅速に繋げていきます。³⁷
- 市民が参考資料や商用データベースなどを活用し自ら調査できる能力を高められるよう、情報活用講座などを開催し支援を行います。
- 資料の紹介や、国立国会図書館のレファレンス協同データベース*へのレファレンス事例の登録を通じ、必要な情報を市民が利用しやすい環境を整え、レファレンスの周知と利用促進を図ります。

(7) 行政支援サービス

- 市職員へのレファレンスを通じ、本市の政策形成に必要な資料及び情報を提供するほか、本市の様々な政策課題と連携した資料の特設展示を行い、市民への周知や問題提起に寄与します。
- 他部署と連携して講座などを開催し、関連する資料展示や資料や情報のリストを作成・配布することを通じて、図書館の情報提供サービスを周知し利用促進に繋がります。

³⁷ 利用者からの情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会し情報を入手し、提供するサービス。レフェラルサービス*という。

サービス方針 2 バリアフリー読書支援サービス (37)

■サービス方針のねらい

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)や読書バリアフリー法などの理念にのっとり、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書を通じ文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与すべく読書バリアフリー計画を策定し、利用者一人ひとりに寄り添ったサービスを進めます。

■施策

(1) アクセシブルな資料の提供

- アクセシブルな書籍や電子書籍を幅広く収集し、視覚障がい者等に点字・録音資料の郵送貸出を、障がいなどで来館が困難な方には、一般の図書・雑誌の郵送貸出を引き続き行います。
- 障がいのある子供へは、「さわる絵本おまかせ定期便」として、小学校の支援学級等へさわる絵本などの資料を届けます。
- サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)の施設会員として、サピエ図書館*の個人会員利用³⁹(音声デジターのダウンロードなど)を引き続きバックアップしていきます。
- サービスの利用者及び関係者との懇談会を毎年開催し、要望や意見をサービス向上に生かします。

(2) アクセシブルな資料の収集と製作

- アクセシブルな書籍(点字図書、拡大図書*、音訳図書、さわる絵本*、LLブック*)やアクセシブルな電子書籍(音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック*)を引き続き収集します。
- 録音図書(デジター図書、カセット)や点字図書を製作し、サピエ図書館と国立国会図書館へのデータ提供を継続します。
- 図書館の資料を製作する音訳者や点訳者などの養成講座を引き続き開催します。

(3) 対面朗読サービスの実施

- 活字を読むことが困難な方を対象に、オンラインも含めた、対面朗読サービスを引き続き行います。

³⁸ 基本構想での「障がい者サービス」から、サービス名称を変更。

³⁹ サピエ図書館で個人会員登録をするには、居住の地域の図書館の障がい者等を対象としたサービスに登録していることが前提条件となります。直接サピエ図書館に登録申請はできますが、地域の図書館が承認することで登録が完了する仕組みとなっています。

(4) 読書環境の整備

- 学校や学校図書館、児童関係施設と連携して、アクセシブルな書籍の活用支援を行います。また、障がいの特性に応じた書籍や読書支援機器に関する情報提供に取り組みます。
- 利用しやすい施設の整備や設備の充実、また手話のできる司書の養成などを行い、読書環境の整備を図ります。

(5) 情報発信

- アクセシブルな資料のわかりやすい情報提供に取り組みます。特に、「すいた電子図書館」における音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブックを検索しやすいものにします。
- 資料展示や催しを開催し、多様な読書方法への興味や関心を抱くきっかけづくりに取り組みます。

■関連計画

読書バリアフリー計画

第6期吹田市障がい福祉計画

第4期吹田市障がい者計画 第5期吹田市障がい者福祉計画 第1期吹田市障がい児福祉計画

サービス方針 3 持続可能な運営

■サービス方針のねらい

生涯を通じた学びを提供する社会教育施設として、専門的知識と経験を有した市職員による事業継承体制を継続します。施設整備については、築後経過年数や劣化状況を踏まえて大規模修繕などを行い、施設機能の維持に努めます。館の維持管理に対する経常的な経費が見込まれる中、定型業務については民間活力の導入、業務の省力化、ICTの導入や機械による自動化など、持続可能性の高い手法を用い、効果的、効率的な事業を推進していく必要があります。

また、市民ニーズを適切に図書館施策に反映するために、市民アンケートや、利用者懇談会などを実施し、市民の要望の把握に努めます。

■施策

(1) 業務の見直し

- 専門性・継続性が求められる司書資格が必要な業務と、そうでない業務の精査を進め、後者については、ICTの利活用と合わせ、施設の特性を見て、より効果的、効率的な手法を検討し、適正な人員の配置を目指します。
- 司書の専門性が発揮できるよう業務の整理を行い、中央図書館と地域図書館の特性に合わせて業務の集中と分担を行い、業務の再配分を通じてサービスの充実を図ります。
- 中央図書館は、全館のまとめと企画立案並びに図書館業務の継承の役割を担い、司書によるサービスの展開と職員育成に努め、本計画の達成を目指します。
- 窓口等業務委託や指定管理者制度を導入している地域図書館・分室においては、企画立案やレファレンスなど専門的業務について市職員が担う方針を継続します。

(2) 人材育成の推進

- 図書館は専門性が高く、継続性が必要な施設であるため、運営の中心となる幅広い知識を有した司書を育成するために、目的や目標を明確にした研修計画を策定します。
- 専門的知識と経験の蓄積を継続し、図書館の将来ビジョンを描きサービスを改善・発展させていくことのできる人材の育成を目指します。

(3) 施設の管理・運営

- 施設管理については、各々の施設の特性を考慮し包括的民間委託方式の導入を検討します。
- 施設の更新などにあたっては、関連計画に基づき、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、大規模修繕などの検討を行います。利用者の視点に立ったバリアフリー対応、カーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)対策などの環境配慮などを考慮しながら

ら、良好な施設機能を長期的かつ安定的に提供できるように取り組みます。

(4) ICTの活用

- 図書館電算システムの更新に合わせ、オンラインサービスの拡充や業務の自動化を推進し、利便性の向上を図る一方、情報を得難い市民などに対し情報格差⁴⁰を生み出さないために、誰一人として取り残さない支援を行います。
- 地域の実情や市民の多様な生活時間などに配慮し、利便性の向上を目指し、無人のサービススポットなどの活用と合わせて図書館サービスの提供時間や方法の見直しを検討します。
- ICTの活用にあたっては効率化のみを求めるのではなく、対面でのサービスと非対面でのサービス(無人サービス)、それぞれの特性を生かしながら、司書が利用者と資料を結びつける役割を果たしていきます。
- システムの更新にあたっては、全ての人に使いやすく、提供される情報をわかりやすく利用できるようなWebアクセシビリティ*対応を充実します。

(5) 広聴の実施

- 市民アンケート、利用者懇談会などを実施し、市民の要望や意見を図書館サービスに反映させます。
- 図書館の内外を問わず、市民と司書が気軽に対話できる場をつくり、市民と共に図書館サービスを発展させていきます。
- 図書館協議会において、図書館サービス全体の在り方や方針について意見を聴き、図書館運営に反映させます。
- 年度事業計画や評価点検を含む事業報告などの情報開示を積極的に行い、図書館活動の見える化を図ります。

■関連計画

吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画

吹田市職員人材育成基本方針 ～職員成長支援プログラム～

吹田市第4期情報化推進計画

⁴⁰ 年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のICTを利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。デジタルデバイドともいう。

基本目標２ 生涯学習を支援して、人生を豊かにする図書館を目指します。

「第３次吹田市生涯学習(楽習)推進計画」に基づき、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、図書館は、だれもが身近な場所で気軽に学習でき、多様で複雑化する課題を解決できる生涯学習の機会を提供するとともに、仕事や地域との関わりの中で、自らの可能性を発揮し目標達成を目指す市民の自己実現を支援します。障がいのある方、外国に文化的ルーツを持つ方、困難を抱えた方に対して、必要な知識や技術を習得する機会を提供し、社会とのつながりをもつことができる場、得意なことで力を発揮できる場として、社会における学習の機会を支援します。あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関との連携も強化し、学習に関する情報提供を行い、学習の成果が地域社会へ還元されるような取組を進めます。

また、社会や地域が直面する課題に対し、人々がつながり、共に学び合うことで、人と人との出会いや交流の「場」としても役立つ図書館を目指します。各図書館が地域の特性にあった特色のある取組を実施し、施設の魅力向上を図ることで、利用したくなる図書館づくりを行います。

サービス方針４ 利用促進

(指標) 市民の利用登録率	
25.0%(令和３年度)	35.5%(令和12年度)

サービス方針５ 特色あるサービス

(指標) 関係機関との連携(連携した企画の実施回数)
数値目標 ４回/年
※４回＝(1)～(4)の施策×１回 ※主催・共催企画を対象とする。３回連続講座は３回と数える。

サービス方針６ 施設や地域との連携

(指標) 講師派遣回数(目標回数10回/年に対する達成度)	
20%(令和３年度)	100%(令和12年度)
※10回＝９館１分室×１回 ※吹田市生涯学習出前講座*の講師とサービス方針９(5)講師派遣の回数を合わせる。	

サービス方針７ 市民との協働

(指標) ボランティア総数	
580人(令和３年度)	(経年比増)

サービス方針 4 利用促進

■サービス方針のねらい

生涯にわたる豊かな学びの場を提供します。市民の多様な興味・関心に応じた講座や講演の充実を図るとともに、学習の機会や必要な情報の提供など、市民が自ら調べ、知り、学ぶ力の向上をサポートすることで、身近な生涯学習施設、社会教育施設としての役割を果たします。

また、図書館という「場」の活用として、質の高い空間、癒しと潤いの空間を整備することで各館の魅力を向上し、利用促進を図ります。

■施策

(1) 利用促進

- 減少傾向の市民の利用登録率については、新規登録の増加を図り、北摂7市の平均35.5%⁴¹を目指します。
- 従来の紙の資料に加え、新たな生涯学習ツールとしての電子書籍などの電子資料を活用し、基本構想で謳った「月に1冊の読書を」目標に、市民一人当たり年間12点(電子書籍を含む)の貸出点数を目指します。
- 市内各地域に図書館があり無料で利用できることや、予約サービスや司書によるレファレンスなど図書館サービスの基本的な情報を幅広く周知し、利用促進を図ります。

(2) 行事・講演・講座の開催

- 子供から大人まで、読書や本の世界をより楽しめるような講座を企画するほか、読書以外に興味がある市民にも図書館に足を運んでもらえるよう幅広い内容の講座を企画し、図書館の利用促進を図ります。
(例) 読書会、市民のおすすめ本コーナーの設置、コンサート、運動講座など
- 講座形式のインプット型の学びだけでなく、疑問を持ち、課題を見つけ、考えを発信し、様々な背景を有する多様な世代の人たちと共に考え、課題解決につなげる学びの場を実現していきます。
- 生涯学習は文化を支える重要な活動であることを踏まえ、図書館においても文化・芸術に関する資料や情報の提供のほか、講座や展示会などを開催し、気軽に文化・芸術に触れ、楽しみながら学べる機会の充実に努めます。
- 行事や講座・講演の開催にあたっては、対面とオンラインを効果的に組み合わせることで利用促進を図り講座の参加者数の増加を目指します。ICTを活用した講座等の開催にあたっては、利用の支援も合わせて進めていきます。

⁴¹ 令和2年(2019年度)の利用登録率。

- いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができるよう、講座動画配信チャンネル⁴²でのプログラムの公開数を増やしていきます。

(3) 情報発信機能の向上

- 動画系SNSなど様々な媒体を活用し、幅広い年齢層の目に触れる形の情報発信や、利用者の属性別⁴³の情報発信を行うほか、市内の様々な場所で図書館サービスと資料に関する情報発信をし、図書館の認知度向上と利用促進を図ります。
- 図書館ホームページについては、図書館の利用案内と資料検索性としての使い方だけでなく、学習やレファレンスにも活用できる「読み物」のページ(特に子供向けページや地域資料のページ)を充実し、ホームページの魅力向上を図るとともにアクセス件数増に努めます。
- 集客性の高い施設の特徴を生かし、図書館の情報だけでなく、行政や地域情報の情報発信機能を高めます。

(4) 施設の魅力向上

- 館内レイアウトの見直しも含め、音のゾーニング⁴⁴や諸室の運用方法など、館内スペースの在り方を検討し、全ての世代にとって、足を運びたくなる魅力あふれる「居場所」としての図書館づくりを目指します。
- 既設置の公衆無線LAN*環境やインターネット用端末、バリアフリー設備の充実など施設の利便性を情報発信し、様々な利用目的で、誰もが気軽に立ち寄れる施設を目指します。
- 施設の魅力向上を通じて施設の来館者数の(年間入館者数)増を目指します。

(参考) 156.1万人(令和3年度) →

【教育ビジョン】203.0万人(令和6年度)、【総合計画】222万人(令和10年度)

■関連計画

第3次吹田市生涯学習(楽習)推進計画

吹田市文化政策ビジョン 2022-2032 第2次吹田市文化振興基本計画

⁴² 市役所ホームページにて専門的な教養講座から出前講座や各所管の講座などを動画配信。トップページ>子育て・教育>生涯学習・公民館>講座動画配信チャンネル

⁴³ 子育て世代、YA世代、歴史好き、推理小説好きなど興味関心が近い属性別の情報発信。

⁴⁴ 静かな区画や、会話が可能な区画などでスペースを分けること。

サービス方針5 特色あるサービス

■サービス方針のねらい

市民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた取組を支援するために必要な資料と情報を提供します。利用者が活用しやすいように、地域の実情にあった資料と情報を整理し、特設コーナーの設置やパスファインダー⁴⁵を作成します。サービスの提供にあたっては、レファレンスでの支援や必要な相談窓口や専門機関を紹介するなどの支援を行うほか、関係機関や団体との連携による講座や相談会などを開催します。

■施策

(1) 健康・医療情報サービス

- 本市は、健康づくり都市の実現に向けて取り組むことを宣言し(健康づくり都市宣言)、「吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針」を定め、まちぐるみでの健康増進、地域の活性化を図っていることから、図書館でも市民の健康増進に寄与する取組を積極的に行っていきます。
- 図書館に通うことで、自然と歩く習慣ができ、健康づくりにつながることから、出かけたくなる魅力的な蔵書構成や、イベント・講座などの開催に取り組めます。
- 心身ともに健康な暮らしを支える取組として、こころの健康づくりに関する資料や情報を提供するほか、生きがいづくりにつながる講座・講演会などを開催します。
- 健康に気づき、楽しみながら学べる図書館として北大阪健康医療都市(健都)内に整備された健都ライブラリーを中心に、市内の保健・医療機関⁴⁶と連携を図り、医療や健康問題、健康づくりに関する教室、講座を開催します。
- 市民の関心の高い医療や健康問題に関する幅広い資料を収集・提供するほか、様々な市民ニーズに対応できるようパスファインダーの種類の拡充を図ります。「闘病記コーナー」(千里図書館)や介護関係の資料を収集した「シニアコーナー」(さんくす図書館)の充実に努めます。

(2) 多文化サービス

- 多文化共生社会の実現を目指し、外国に文化的ルーツを持つ人が必要な外国語資料(図書・雑誌・新聞)と、市民が多様な文化を理解するのに役立つ資料の充実を図るほか、紙の資料と合わせ、電子書籍の外国語資料の活用を図ります。
- 子供向けの読み聞かせ会などの実施で外国に文化的ルーツを持つ人の子育て支援と相互理解を深める機会づくりを図ります。
- 多言語による施設の案内や図書館ツアー*の実施など、外国に文化的ルーツを持つ人が

⁴⁵ ある特定の主題(テーマ)ごとに資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの。

⁴⁶ 健都レールサイド公園、国立循環器病研究センター、吹田市民病院、健都イノベーションパーク等。

が利用しやすい環境づくりを進めます。

(3) ビジネス支援サービス

- 府内でも開業率*が高い本市の特性を受けて、商用データベースも含めたビジネスに関する幅広い資料を収集・提供するほか、関連資料を集めた特設コーナーの充実に努めます。(江坂図書館に「ビジネス支援コーナー」、千里図書館に「起業コーナー」を設置)
- 市内企業や関係機関と連携し、ビジネスや起業に役立つ講座を開催します。
- ビジネス支援サービスを実施している大阪府立中之島図書館⁴⁷との連携・協力を促進します。
- 地域の活性化や地域経済への貢献を目的に貸出レシート広告やバナー広告などの広告事業を継続します。

(4) 就労・就業支援サービス

- 就職や仕事に役立つ幅広い資料を収集・提供するほか、様々な市民ニーズに対応できるようパスファインダーの種類の拡充を図ります。
- 就職や仕事に役立つ資格取得の問題集や参考書については、さんくす図書館(「ハロージョブコーナー」を設置)で収集・提供するほか、電子書籍での充実も図ります。
- 学生をはじめとする若者に対し、様々な仕事を紹介する講座や、市内企業の魅力を紹介する講座などを開催し、就労・就業を支援します。

■関連計画

健康すいた21(第3次) 2022-2026

吹田市自殺対策計画

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

⁴⁷ 平成16年(2004年)4月に「ビジネス支援室」を開設。これから事業を始めようとする人、営業や企画のためのデータを探している人、キャリアアップしようとする人等、必要な資料・情報を提供することを目的に「ビジネス支援サービス」を開始。(参考：大阪府立中之島図書館ホームページ)

サービス方針 6 施設や地域との連携

■サービス方針のねらい

市内の大学や研究機関、博物館、美術館など関係施設や地域の団体と連携・協力を深め、必要とする情報を的確に提供できるよう相互協力を進め、文化や社会教育の拠点として、まちづくりに貢献します。

■施策

(1) 市内関係施設との連携・協力

- 地域の各施設や団体の活動に図書館が積極的に関わり、講座や講演会へ資料や資料リストなどの情報を提供し豊かな学びを支援するほか、レファレンスを通じて地域の課題解決に協力します。
- 博物館とは、講座の講師依頼や学芸員による健都ライブラリーの展示、レファレンスなどの相互協力を引き続き行います。
- 北千里図書館は、公民館と連携し北千里地域の情報発信の拠点機能を有するなど、公民館、児童センターと融合した施設の特徴を生かし、資料の提供を含めた、様々な連携と協力の取組を行います。
- 市内に5つの大学がある学生のまちとしての特性を生かし、図書館実習生の受入れ、大学図書館への紹介、共催企画の実施などで連携・協力を図ります。
- ガンバ大阪のあるまちとして、子供に配布するリーフレットや冊子にガンバ大阪のロゴを利用するなど、様々な読書推進の取組を通じ、ホームタウン意識の向上を図ります。

(2) 吹田市生涯学習出前講座の充実と活用

- 吹田市生涯学習出前講座のシステムを活用し、図書館内外において司書の専門知識を生かした講座を開催し生涯学習推進体制の一翼を担います。
- 学校や幼稚園・保育所など各施設や団体に対して、講師を派遣し、連携の強化を図ります。出前講座、講師派遣の実施回数増を目標とします。

■関連計画

第3次吹田市生涯学習(楽習)推進計画

吹田市立博物館第2次中長期計画

重点取組2019

サービス方針7 市民との協働

■サービス方針のねらい

図書館事業の中には、市民と協働しながら取組を進めているものがあります。特に乳幼児サービスにおける読み聞かせボランティアと、バリアフリー読書支援サービスにおける音訳ボランティア、点訳ボランティアは図書館サービスを支える重要なボランティア活動であり、養成講座、スキルアップ講座、交流会を定期的に行うことで、登録者の拡大、活動の継続、技術の向上を引き続き図ります。今後は、各種事業の企画立案への市民参画を促進し、地域に根差した図書館運営を目指します。

■施策

(1) ボランティア活動の推進

- 既存ボランティア団体⁴⁸の活動を支援し、市民との協働によりさらなる図書館サービスの向上を目指します。
- 乳幼児サービス及びバリアフリー読書支援サービスに関わるボランティアとの協働による絵本の読み聞かせの実施や、対面朗読、音訳・点訳図書の製作を引き続き行うのとともに、新規養成と技術向上のための講座を継続し、ボランティア登録者の増加を目指します。
- 図書館に関心を持ちボランティア活動を希望する人にとって、主体的に幅広い活動を行える場を市民とともに開拓し、幅広い年齢層の新たなボランティアの参加を促します。

(2) 学習成果の活用のお会の提供

- 図書館が多様な主体が連携・協力し共に学び合える場となれるよう、同じ趣味や興味関心を持つ人々が集まりやすい内容での読書会や講座・講演会などを開催し、地域における豊かな学びを推進します。
- 講座・講演会などへの参加から生まれた市民の自主活動を支援し、学習成果の活用のお会を提供します。
- 地域の人材を生かし、吹田市にゆかりのある人や、市内の学校の教員などを講師に迎えた講座を企画します。

(3) 企画立案への市民参画の促進

- 図書館の企画立案へ市民参画を促進し、市民の暮らしに密着する形で、図書館資源と組み合わせた様々な事業を協働で進め、地域づくりに貢献します。
- 市内に5つの大学がある学生のまちとしての特性を生かし、学生をはじめとする若者

⁴⁸ 主に児童サービスの読み聞かせボランティア、バリアフリー読書支援サービスの音訳・点訳ボランティアや個人登録ボランティア(図書館フレンズ*)。

世代に対し、図書館の企画立案への参画を働きかけ、図書館の利用促進にも繋げていきます。

- 市民ワークショップの開催などを通じ、住民と対話しながら図書館サービスを展開し、地域に根差した図書館運営を目指します。

基本目標3 子育て支援や学校との連携を通して、子供の健全な成長に役立つ図書館を目指します。

子供の読書活動は、日常生活を通じて形成されるものであり、乳幼児から生活の中で本に親しむ機会が提供されることが必要です。図書館は、子供にとって読書の楽しみを知る身近な場所であり、子育てに関わる人々が子供のために本を選んだり、相談ができたりする場所です。その役割を果たすために、「第2次吹田市子ども読書活動推進計画」を策定し、学校や、幼稚園、保育所など関係機関と連携しながら様々な読書推進活動を実施します。特に、不読率の高いYA世代への読書支援については、引き続き働きかけを行っていきます。

また、児童文学講座などを通じて、子供に本を手渡す役割の大人への働きかけも、子供の読書活動推進につながる取組として重要と考えます。

サービス方針8 児童サービス

(指標) 行事参加者数(対象人口に対する目標割合)	
16.2%(★)	(経年比増)

★0歳から18歳の人口に対する割合。平成29年度から令和元年度の平均。

サービス方針9 子ども読書活動支援センター*機能

(指標) 学校への団体貸出冊数	
25,978冊(令和3年度)	(経年比増)

サービス方針 8 児童サービス

■サービス方針のねらい

子供が安全に過ごせる場としての環境整備を図り、全ての子供に読書の楽しさを伝えるサービスを目指します。子供の発達段階に応じた読書習慣を形成するため、未就学児、小学生、YA世代の各世代の興味・関心に応じた行事の開催を継続して行います。

また、信頼性の高い資料や情報を収集、保存し、レファレンスを通じて、子供の求めるものを探し出し提供していきます。

■施策

(1) 利用促進

- 子供の年齢に合った本を紹介し橋渡しができるように、定期的に絵本と紙芝居の読み聞かせやおはなし会⁴⁹を開催するほか、季節ごとに工作や人形劇などのおたのしみ会を引き続き開催します。
- 「子ども読書の日」⁵⁰(4月23日)から約1か月間、全館で子供向け行事を開催する「子どもと本のまつり*」や、夏休み期間中に図書館の仕事を体験してもらう「一日図書館員」、宿題を支援する「宿題タスケルンジャー」などを行い、地域に親しまれる図書館を目指します。
- 図書館ホームページの「子どものページ」を更に充実させ、子供が自ら楽しめるように工夫します。
- ボランティアと協力して、図書館や読書の楽しさを、大人と子供が共有できる取組を実施します。
- 図書館を利用しない割合が高いYA世代に対し、図書館に来なくても読書ができる電子書籍やSNSでの情報発信なども活用して、生涯にわたって、読書や学び、課題解決などで地域の図書館を利用するきっかけをつくるよう取り組みます。

(2) 読書活動支援

- 「おめでとう！ねんせい」(市立小学校の新1年生を対象としたリーフレット)、夏休み文庫の冊子「もうよんだかな?」(対象：4・5歳～小学生)、「てくてく*」(対象：中学生～18歳)、「市民が選ぶ子どもと読みたい100+5冊*」など、子供が本を手取る手がかりとなるおすすめ本のリーフレットや冊子を発行し、読書活動を支援します。
- 子供自らが読んだ本を記録する読書貯金⁵¹(「すいぽんつうちょう」)*の市立小学校児童への配布、テーマごとに本を梱包し貸出する「図書館福袋」の企画など、1年を通し

⁴⁹ 市立図書館ではストーリーテリング(素語り)を取り入れた会のことをいう。

⁵⁰ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条に規定。

⁵¹ 令和3年度(2021年度)はガンバ大阪の協力を得て、ガンバ大阪のエムブレムを冊子に使用。

て楽しんで読書ができるような取組を継続して実施します。

- 子供の発達段階に応じた読書と様々な学びを支援できるよう資料の充実と、レファレンスの利用促進を図ります。
- 読書啓発にあたっては、子供には、紙の本と同様、手に取って読める紙の広報媒体によるPR効果は大きく、今後も引き続き、紙とデジタル両方を活用して行っています。

(3) YA(ヤングアダルト)サービス*

- YA世代に図書館で成長期を豊かに過ごしてもらえようYAコーナーを充実し、居場所づくりを行うとともに、関係機関・施設と連携・協力して、読書活動推進につながる情報発信を行います。
- 「てくてく」の作成にあたり募集している編集委員⁵²の活動や、行事の自主企画や図書館業務の体験などを行うYAサポーター*の活動など、本と触れ合い同年齢の子供達と交流する機会を定期的に設け、YA世代の利用促進、読書活動支援を図ります。
- 外国語を学習、習得するための資料として、紙の資料と合わせ、電子書籍の外国語資料の活用を図ります。

■関連計画の施策

第2次吹田市子ども読書活動推進計画(令和5年2月策定予定)

⁵² 学校や年齢の異なる子供たちが集まり、「てくてく」の特集記事を企画したり、その中で紹介する本の紹介文の執筆やイラストを描いたりする活動。

サービス方針 9 子ども読書活動支援センター

■サービス方針のねらい

乳幼児期における絵本との関わり方の大切さを知り、親子の読み聞かせの楽しさを実感してもらう取組として、ブックスタート事業*を引き続き行います。学齢期においては、学校訪問、図書館見学、職業体験学習の受入れなどの取組や、学校及び学校図書館に対しては資料の定期的な団体貸出に加えて読み聞かせやブックトーク⁵³、資料の整理方法などの技術的支援などを引き続き行います。また、幼稚園、保育所、児童会館・児童センターなど子供に関わる施設や団体への講師派遣のほか、それら施設・団体と連携しながら、子供の読書活動推進の総合的な支援体制の構築を引き続き行います。

■施策

(1) 子育て支援サービス

- ブックスタート事業では読み聞かせの方法についての講座開催や保護者向けに「ブックスタートのひろば*」を実施するほか、年齢に応じた読み聞かせの会や、司書が講師となり絵本の選び方、絵本や手遊び、わらべうたを取り入れた講座などを引き続き取り組みます。
- 乳幼児をもつ保護者が孤立せず、子育ての悩みなどを共有し、保護者同志つながることのできる居場所づくりの一環としての「親子わくわく読書ひろば*」や、子供を預け保護者がゆっくりと本を読んだり選んだりできる「ひとりのびのび読書タイム*」の事業を継続し、本を介した幅広い取組で子育て支援の充実を図ります。
- 家庭における読書推進については、時代と社会のニーズにあわせ、本を媒介として家族が話し合う時間を持ち、絆(きずな)を深められような、また家庭での読書習慣を学齢期までつなげるための新たな取組を検討します。

(2) 学校連携

- 中央図書館に設置した「子ども読書活動支援センター」機能⁵⁴により、全市的な子供の読書環境整備を進める取組を行います。
- 学校図書館の蔵書を支援するため、定期連絡便を運行し、団体貸出の資料を運搬することで、子供がより一層多種多様な資料に触れる機会を増やすことを目指します。
- 市立小・中学校における1人1台端末の「すいた電子図書館」の利用について、資料の充実を図り、子供たちの読書する機会や選択肢を増やすように取組を進めます。
- 図書館見学(主に小学校)や職業体験授業(中学校)の受入れ、学校訪問などを通じて、子供が本や図書館に親しむ機会を積極的に設け、読書活動の推進につなげます。

⁵³ 一定時間内に、テーマに沿った何冊かの本を紹介する手法。

⁵⁴ 学校を中心に、子供に関わる施設や団体との連携を図る総合的な支援体制。

(3) 市内関係施設への支援

- 幼稚園、保育所、認定こども園、留守家庭児童育成室、児童会館・児童センター並びに地域・家庭文庫*など地域の子供に関わる施設や団体と連携し、いつでもどこでも読書のできる環境整備を図ります。
- 各関係施設への団体貸出により読書環境の充実を支援します。あわせて、本に係る情報提供や主催事業への司書の講師派遣などの支援も積極的に行います。

(4) 講座・講演会の開催・後援

- 子供の周りの大人に対して、「子どもと本の講座」⁵⁵や、絵本作家や児童文学作家を招いての講演会、絵本の原画展など、子供と子供の本への理解を深める講座・講演会の開催等の取組を通じて、子供の読書環境の整備を図ります。
- 後援事業に対しては、団体貸出による資料面の支援などで引き続き協力していきます。

(5) 講師派遣

- 吹田市生涯学習出前講座や学校・幼稚園、保育所などの研修に司書を講師として派遣し、子供の読書活動を支援する関係者の育成を図ります。
- 吹田市立小・中学校向けサポートプログラムでは、司書が学校図書館へ出向き、図書担当教員や読書活動支援者の相談を受け、助言を行うなどの取組を引き続き行います。

■関連計画の施策

「第2次吹田市子ども読書活動推進計画」(令和5年2月策定予定)

⁵⁵ 「吹田子どもの本連絡会*」との共催で30年以上に渡り実施。

4 進捗管理と評価方法

サービス向上、利用者満足度の向上のために、設定した指標に基づき、主に下記(1)から(3)の手法により図書館の運営状況について評価を実施し、改善策の検討を行います。

また、市民やそのほか関係者との連携及び協力の推進に資するために、運営状況に関する情報を積極的に提供します。

(1) 自己評価

客観性をもって自館の図書館サービスを評価します。

ア 短期指標

- ・ 9つサービス方針に基づいた年度目標を立て、次年度に自己評価
「吹田市立図書館の基本方針と目標」(毎年)
- ・ 新規サービスの経年評価(随時) ※サービス開始時から実施。

イ 中・長期指標

- ・ 9つのサービス方針指標の中間評価と見直し(4～5年目)
- ・ 計画の総括(9～10年目)

ウ その他

- ・ 行政評価
「施策の評価シート」(毎年)
「吹田市新公会計制度財務諸表(各会計合算、会計別、事業別)」(毎年)
- ・ 関連計画の点検・評価(随時)
- ・ 近隣自治体との比較(随時)

(2) 第三者評価

ア 図書館協議会

各サービス方針について、図書館の自己評価及び図書館から提示される統計など各種報告に基づき評価。

「吹田市立図書館点検・評価報告書」(毎年)

イ 教育委員会の点検・評価

「教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」(毎年)

(3) 利用者アンケート

市民の要望の把握のため、定期的な意識調査やアンケートを実施します。

9つのサービス方針指標（一覧）

サービス方針1 資料と情報の提供

レファレンス受付件数	
10,455件(令和3年度)	(経年比増)

※利用者、行政、学校、他自治体などから受けた質問の総件数。

サービス方針2 バリアフリー読書支援サービス

アクセシブルな書籍等の年間貸出点数	
31,803点(令和3年度)	(経年比増)

※デジジー図書、テープ図書、点訳図書、さわる絵本のダウンロード数及び総貸出点数。

サービス方針3 持続可能な運営

ICTの活用	
図書館サービスの提供時間や方法の見直し(概ね5年以内)	

サービス方針4 利用促進

市民の利用登録率	
25.0%(令和3年度)	35.5%(令和12年度)

サービス方針5 特色あるサービス

関係機関との連携(連携した企画の実施回数)	
数値目標4回/年	

※4回=(1)~(4)の施策×1回

※主催・共催企画を対象とする。3回連続講座は3回と数える。

サービス方針6 施設や地域との連携

講師派遣回数(目標回数10回/年に対する達成度)	
20%(令和3年度)	100%(令和12年度)

※10回=9館1分室×1回

※吹田市生涯学習出前講座の講師とサービス方針9(5)講師派遣の回数を合わせる。

サービス方針7 市民との協働

ボランティア総数	
580人(令和3年度)	(経年比増)

サービス方針8 児童サービス

行事参加者数(対象人口に対する目標割合)	
16.2%(★)	(経年比増)

★0歳から18歳の人口に対する割合。平成29年度から令和元年度の平均。

サービス方針9 子ども読書活動支援センター機能

学校への団体貸出冊数	
25,978冊(令和3年度)	(経年比増)

巻末資料

Ⅰ 吹田市立図書館概要

令和4年(2022年)3月31日現在

	供用開始	職員数 ※1(名)	所要経費※2 (単位:千円)	専用 床面積 (㎡)	所蔵点数※3 (内数)	貸出総数	ブロック 人口	奉仕 対象 範囲	運営状況※4
中央図書館	昭和46年11月25日 (1971年) ※令和3年(2021年)1月 12日大規模改修後、再開 館	26 (22/4)	合計453,905 人件費168,450 その他285,456	3,453	合計306,287点 (図書289,170冊) (視聴覚2,915点)	合計367,073点 図書 348,512冊 視聴覚 18,561点	片山・岸辺 地域 27,757人	半径 1,500m 以内	直営
千里図書館	昭和53年4月1日 (1978年) ※平成24年(2012年)9 月3日千里NTプラザへ移 設	6 (3/3)	合計204,257 人件費70,747 その他133,510	931	合計104,830点 (図書94,414冊) (視聴覚8,056点)	合計508,903点 図書 473,562冊 視聴覚 35,341点	千里ニュー タウン・万 博・阪大地 域 60,011人	半径 1,000m 以内	業務委託 カウンター等一部 (平成25年(2013 年)8月1日から)
北千里図書館	令和4年11月22日 (2022年) ※昭和56年(1981年)4 月1日分室開室、令和4年 (2022年)11月22日ま ちなかリビング北千里へ移 設、図書館に	6 (2/4) ※北千里分 室での職員 数		866	合計39,426点 (図書38,537冊) (視聴覚25点)	合計246,728点 図書 238,634冊 視聴覚 8,094点		半径 1,000m 以内	業務指定管理 施設管理とカウン ター等一部(令和4 年(2022)8月1 日から)
さんくす図書館	平成5年7月1日 (1993年)	6 (3/3)	合計143,438 人件費42,070 その他101,368	883	合計108,084点 (図書82,006冊) (視聴覚22,496点)	合計252,123点 図書 228,313冊 視聴覚 23,810点	JR以南地 域 29,623人	半径 1,000m 以内	業務委託 カウンター等一部 (平成24年(2012 年)7月1日から)
図書館江坂館	平成8年4月1日 (1996年) ※昭和58年(1983年)4 月17日分室として開室	6 (3/3)	合計78,454 人件費39,634 その他38,821	512	合計70,973点 (図書58,810冊) (視聴覚10,331点)	合計437,875点 図書 407,136冊 視聴覚 30,739点	豊津・江 坂・南吹田 地域 58,895人	半径 1,000m 以内	指定管理 施設管理とカウン ター等一部(令和4 年(2022年)7月 1日から)
千里図書館・佐井寺	平成16年5月19日 (2004年)	9 (5/4)	合計133,275 人件費45,442 その他87,834	3,328	合計322,970点 (図書307,015冊) (視聴覚11,523点)	合計521,910点 図書 489,550冊 視聴覚 32,360点	千里山・佐 井寺地域 68,338人	半径 1,000m 以内	業務委託 カウンター等一部 (平成22年 (2010年)12月1 日から)
図書館千里丘	平成25年1月9日 (2013年)	6 (3/3)	合計90,393 人件費36,883 その他53,511	841	合計80,105点 (図書72,175冊) (視聴覚6,242点)	合計391,439点 図書 368,460冊 視聴覚 22,979点	千里丘地 域 41,005人	半径 1,000m 以内	業務委託 カウンター等一部 (平成25年 (2013年)1月9 日から)
図書館山田駅前	平成23年3月27日 (2011年)	7 (5/2)	合計141,590 人件費51,756 その他101,833	1,233	合計116,086点 (図書103,786冊) (視聴覚9,123点)	合計398,068点 図書 369,026冊 視聴覚 29,042点	山田地域 52,056人	半径 1,000m 以内	業務委託 カウンター等一部 (平成23年 (2011年)3月26 日から)
山田分室	昭和62年4月1日 (1987年) ※平成23年(2011年)3 月26日から分室	2 (2/0)		380	合計57,056点 (図書56,067冊) (視聴覚14点)	合計221,323点 図書 215,152冊 視聴覚 6,171点		半径 7,00m 以内	業務委託 カウンター等一部 (平成23年 (2011年)6月1 日から)
ライプ健康都市ライ	令和2年11月11日 (2020年)	6 (4/2)	合計112,162 人件費37,385 その他74,778	1,860	合計60,670点 (図書55,813冊) (視聴覚3,025点)	合計348,149点 図書 324,257冊 視聴覚 23,892点	片山・岸辺 地域 41,096人	半径 1,000m 以内	業務指定管理 施設管理とカウン ター等一部(令和2 年(2020)7月1 日から)
合計		80	合計1,369,471 人件費492,363 その他877,108	14,287	合計1,266,487点 (図書1,157,793冊) (視聴覚73,750点)	合計 3,693,591点 図書 3,462,602冊 視聴覚 230,989点	378,781人		直営1館 委託5館1分室 指定管理3館

※1 職員体制は令和4年(2022年)4月1日現在。内数(常勤(再任用職員含む)/会計年度任用職員(司書)) ※2 所要経費は令和3年度(2021年度)決算額。

※3 図書には紙芝居を含む ※4 運営状況は令和4年度(2022年度)中の変更予定を反映。

2 各館の役割と特色

	中央図書館	地域図書館
基本的機能	・図書館ネットワークの中心 ・地域図書館のバックアップ ・片山エリアの地域図書館	・各地域におけるサービスの中心 ・地域密着型の住民の居場所 ・気軽に読書を楽しむ場所の提供
役割1	ア 総合的なサービス ・子ども読書活動支援センター機能の運営 ・各種講座、講演会の企画立案と調整 ・非来館型サービスの整備 ・情報発信機能 ・行政支援サービス ・市内関係機関、施設との連携 ・近隣自治体図書館との連携	ア 資料提供など ・貸出、予約 ・読書相談、レファレンス ・分野別選書 ・各種講座、講演会の開催、お話し会等行事の実施 ・対面朗読などバリアフリー読書支援サービスの実施
役割2	イ 図書館全体の管理業務 ・図書館サービス全体に係る企画立案と調整 ・サービス計画の進行管理と年度目標の作成 ・調査及び統計管理 ・予算編成と執行管理 ・資料管理機能(発注、受入、データ管理) ・電算システムの管理運営とICTの促進 ・全庁的課題への対応や議会対応、行政各部署との連携や調整 ・人材育成(職員研修)	イ 地域連携 ・吹田市生涯学習出前講座講師派遣 ・学校との連携(資料提供、学校訪問、図書館見学、職場体験学習受入等) ・保育所、幼稚園など近隣施設との連携(子育て情報の提供、読み聞かせの実施等) ・市民団体との連携事業の推進
役割3	ウ 地域図書館・分室のバックアップ(支援)機能 ・各重点サービスの全館調整 ・資料提供機能を補完 ・高度なレファレンス ・地域資料の網羅的な収集と保存 ・全館的資料保存機能(中央図書館と千里山・佐井寺図書館で補完) ・ボランティアの育成(バリアフリー読書支援サービス関係は千里山・佐井寺図書館)	ウ 図書館ごとの特色あるサービス ・関連資料の収集、提供並びに関連施設との連携 (多文化サービス、就職活動支援サービス、ビジネス支援サービス、健康・医療情報サービス等) ・バリアフリー読書支援サービスの拠点(千里山・佐井寺図書館)

分室	
地域図書館と連携し、主に以下のような窓口サービスを行います。	
ア 資料提供など ・貸出、予約 ・読書相談、レファレンス ・分野別選書 ・お話し会等行事の実施	イ 地域連携 ・吹田市生涯学習出前講座講師派遣 ・学校との連携(資料提供、図書館見学、職場体験学習受入等) ・保育所、幼稚園など近隣施設との連携(子育て情報の提供、読み聞かせの実施等)

【中央図書館】

公園の中に立地し緑に囲まれた環境の良さが魅力の図書館です。市立図書館の中心館としての役割と、地域に根差した地域図書館の役割を担っています。約30万6千点の蔵書があり、その内、古い地図や絶版本、昭和45年(1970年)に本市で開催された日本万国博覧会(大阪万博)関係資料など、地域に関する資料については、市内で最も多い約2万4千点を所蔵しており、本市の貴重な財産となっています。また大阪万博の遺産として1階児童閲覧室にニュージーランド館から移設された巨大なタイル壁画(写真)が、屋外には同館の中庭に展示されていたステンレスレリーフが設置されています。

また、「子ども読書活動支援センター」機能を有し、学校への団体貸出を中心に子供の読書活動支援を行っています。そのほか、150席の自習室を併設した施設で、自学自習をする学生から大人まで幅広い層に利用されています。



特色ある資料：参考資料、地域・行政資料、1970年開催日本万国博覧会資料
筒井文庫(幕末維新期の研究資料)、児童文学研究資料

【千里図書館】

阪急南千里駅前徒歩1分の複合施設内3階に立地する図書館です。市内最初の地域図書館(当時は「分館」と呼ぶ)として、駅舎の東側の複合施設「旧千里市民センター」内に設置されていましたが、平成24年(2012年)9月に現在地に移転しました。

近隣に留学生会館があった関係から、外国語資料の収集を市内で最初に始めた図書館で、現在、英語、中国語、ハングルなど約3千冊を所蔵しています。そのほか、闘病記を病名別に並べた健康・医療コーナーや起業を応援する関連資料コーナーを設置しています。最寄りの病院と連携した健康医療講座を開催するほか、同複合施設内の他施設との共催行事なども行っています。

特色ある資料：多文化資料、起業コーナー、闘病記コーナー

【さんくす図書館】

JR吹田駅前徒歩数分の複合ビルの5階に立地する図書館です。視聴覚資料(CD、ビデオ、カセット)の収集を、市内で最初に始めた図書館で、CDについては、市立図書館の全所蔵数の3割にあたる約1万6千点を所蔵しており、既に廃盤になったジャズやクラシックのCDも含まれたコレクションは、本市の貴重な財産となっています。そのほか、就労支援を目

的とした「ハロージョブコーナー」や、介護・療養・認知症に関する資料を集めた「シニアコーナー」を設置しています。今後も引き続き、コーナーの充実を図ります。

特色ある資料：ハロージョブコーナー、シニアコーナー、CDコレクション
鉄道関係資料

【江坂図書館】

江坂公園内に立地する図書館として、当初は分室として、昭和58年(1983年)4月に供用開始しました。その後、現在地で建替えを行い、平成8年(1996年)4月に「江坂図書館」と改称して供用を開始しました。

公園と図書館の一体的な魅力向上を図ることを目的に、令和4年(2022年)7月から指定管理者制度を導入し、Park-PFI手法を用いた再整備を行っています。商業施設が集積する地域の中心に立地している特性を生かし、仕事に役立つ資料を集めたビジネス支援コーナーを設置し、また、“都会のオアシス”として親しまれる公園の中の立地を生かし、園芸や植物に関する本を多く収集しています。乳幼児向けの行事の参加者数が市内図書館で一番多い施設です。(令和5年(2023年)春頃に再開館予定)

特色ある資料：園芸コーナー、ビジネス支援コーナー、子育て関連資料



【千里山・佐井寺図書館(ちさと)】

図書館の西館は、地域の方に愛された小学校の木造校舎をイメージして建てられたもので、昔使っていた懐かしい机と椅子を再現した復元教室があります。年間約52万2千点の貸出点数と、蔵書数約32万3千点は、いずれも市内で一番です。(令和3年度実績)また、バリアフ

リー読書支援サービスの拠点館として、録音図書を約4千点、点字図書を約380点所蔵するほか、資料の製作・貸出を実施し、市民だけでなく全国から利用されています。

特色ある資料：ユニバーサルコーナー、録音図書、点字資料、LLブックなど

【千里丘図書館】

「環境にやさしい」「子育てにやさしい」「障がい者や高齢者にやさしい」の、三つの「やさしい」をコンセプトに、地域の生活に寄り添った住宅地の中のこじんまりとした図書館です。「環境にやさしい」では、太陽光発電や屋上緑化・雨水貯水槽など、地球にやさしい設計となっていま



す。市民の創作作品を募集して館内展示する、市民作品展示*を定期的を実施するほか、作品展示に参加した市民の方を講師に迎えた講座も実施しています。今後も引き続き、図書館の企画立案への市民参画を進めていきます。

特色ある資料：子育て関連資料

【健都ライブラリー】

北大阪健康医療都市(健都)内にある図書館として、「健康に「気づき」、「楽しみ」ながら「学べる」」をコンセプトに運営しています。健康・医療・スポーツコーナーや、血圧計や体組成計が利用できる「健康応援コーナー」を設置しています。隣接する健都レールサイド公園と一体的に利用することで健康づくりに繋がるようなイベントを行うほか、図書館と公園で連携した様々な講座を開催しています。



また、旧国鉄操車場跡地という立地から、かつての鉄道の街を想起させる、0系新幹線の先頭車両を展示するなど、色々な使い方、楽しみ方のできる図書館となっています。今後も引き続き市民の健康増進につながる仕掛けづくりに取り組んでいきます。

特色ある資料：健康・医療・スポーツコーナー(スポーツや健康関連資料)

新幹線関係資料

【北千里図書館】

昭和56年(1981年)4月に開設された地区公民館併設の小さな分室で、当初は児童サービスに特化した児童図書室でした。令和4年(2022年)11月に、児童センター、公民館及び図書館の機能を集約・融合した複合施設内に移転し、北千里図書館として拡充されました。新しい施設は、子育て、学びの拠点づくりをコンセプトに、子育て世代を支援する機能及び教育・文化機能を有し、様々な人々が交流し、地域でつながることのできる、複合的なコミュニティ醸成機能を備えた施設です。





【山田駅前図書館】

青少年や子育てを支援する拠点施設(「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館」)の中の図書館として、同施設内にある青少年の成長を支援する拠点としての「青少年活動サポートプラザ」と、安心して子育てができる環境づくりの拠点としての「のびのび子育てプラザ」の2施設と、それぞれの強みを生かした連携を日々行いながら、施設全体として

一体的な運営を行っています。例えば、保護者が図書館でゆっくり本を読んでいる間、「のびのび子育てプラザ」では子供を保育したり、「青少年活動サポートプラザ」の利用者が、図書館で宿題や自由研究のための本を借りるなど繋がりが広がっています。資料の収集についても、青少年や子育て関連書籍の充実に努めています。館内は、閲覧フロアの中心に設置された中庭(光庭)からの採光が気持ち良く、ゆったりくつろげる空間となっています。

特色ある資料：子育て関連資料、進路を考えるコーナー、YAコーナー

【山田分室】

旧山田地域の中心に位置する地域図書館として市役所出張所と地区公民館が同居した建物の3階に開設されました。現在は山田駅前図書館の分室として運営しています。子供から大人までのんびり過ごせる、身近で立ち寄りやすい地域密着型の施設です。利用者から求められる本や情報を提供し、毎日の暮らしや子育てを応援しています。階下の地区公民館と連携・協力して、楽しい催しも実施しています。今後も本と情報の広い世界につながる最初の入口としての役割を果たしながら、地区公民館や学校、保育所、児童センターなど地域の関係施設とも一層連携・協力を図ります。

4 図書館の沿革

昭和42年 (1967年)	9月1日	館外個人貸出開始
昭和44年 (1969年)	9月2日	自動車文庫開設
昭和46年 (1971年)	11月25日	市制30周年記念事業として「吹田市立図書館」(出口町18番)供用開始
昭和53年 (1978年)	4月1日	「吹田市立千里図書館」供用開始。既設館の「吹田市立図書館」は「吹田市立中央図書館」に改称
昭和56年 (1981年)	4月1日	「吹田市立中央図書館北千里分室」供用開始
昭和58年 (1983年)	4月17日	「吹田市立中央図書館江坂分室」供用開始。電算機導入によるオンライン化実施
昭和62年 (1987年)	4月1日	「吹田市立山田図書館」供用開始
昭和63年 (1988年)	4月1日	北千里・江坂分室の開室日を1日増加(従来の水・金・日曜日に加えて土曜日も開室)
平成5年 (1993年)	4月1日	中央図書館、千里図書館、山田図書館の休館日を変更(「月曜日の午後と火曜日全日」→「月曜日全日」に。館内整理日を「毎月末日」→「毎月最終の木曜日」に変更)
	7月1日	「吹田市立さんくす図書館」供用開始。同館において視聴覚資料の館内視聴及び貸出を開始。同館において木・金曜日は午後7時までの開館とする(夜間開館実施)
平成6年 (1994年)	9月1日	開館(室)時間を拡大 (1) 千里図書館の開館時間を木・金曜日は午後7時まで延長 (2) 北千里・江坂分室の開室時間を大幅に拡大
平成8年 (1996年)	4月1日	「吹田市立中央図書館江坂分室」を建替、「吹田市立江坂図書館」と改称し、供用開始
平成16年 (2004年)	5月19日	「吹田市立千里山・佐井寺図書館」供用開始
平成17年 (2005年)	7月1日	北千里分室を除く全館において、開館時間を木・金曜日は午後8時まで延長(夜間開館時間延長)
平成19年 (2007年)	10月1日	月曜日以外の祝日を開館、開館時間は午前10時～午後6時(祝日開館実施)
平成22年 (2010年)	1月11日	全館(室)で毎日開館を実施。視聴覚資料の共通返却を実施(毎日開館実施)
平成23年 (2011年)	3月26日	「山田分室」を「山田駅前図書館山田分室」と改称
	3月27日	「山田駅前図書館」供用開始
平成24年 (2012年)	9月3日	千里図書館を「千里ニュータウンプラザ」内に移転・供用開始
平成25年 (2013年)	1月9日	「吹田市立千里丘図書館」供用開始
平成31年 (2019年)	3月31日	～令和3年1月11日まで耐震補強及び大規模改修工事のため中央図書館休館
令和2年 (2020年)	11月11日	「吹田市立健都ライブラリー」供用開始
令和3年 (2021年)	8月31日	自動車文庫廃止
令和4年 (2022年)	11月22日	北千里分室を「まちなかりビング北千里」内に、「北千里図書館」と改称して移転・供用開始

3 吹田市立図書館10年の振り返り

3-1 吹田市立図書館基本構想の総括⁵⁶(アクションプラン総括概要)

基本構想では、サービス計画の3つの基本目標に沿って基本構想の進捗管理と点検ができるように、図書館が実施する具体策や方法をまとめたアクションプラン(行動計画)を設定しました。本項では、そのアクションプランに基づき、各事業の達成状況を点検・評価した結果の概要を、図書館協議会の講評と合わせて抜粋して示します。

【基本目標1】地域の情報拠点として、資料・情報をいつでも、どこでも、誰にでも、提供する市民本位のサービス⁵⁷

(1) 図書館施設及びサービス網の整備

中央図書館の耐震補強及び大規模修繕を実施し、施設のバリアフリー化や長寿命化が図られました。また、健都ライブラリーの開館により市内の図書館網が整備されたことで、図書館利用不便地域が概ね解消されました。一方、書庫機能の充実については達成できず、近い将来予想される資料の収容能力の限界に対し、恒常的な除籍計画と併せて、書庫機能の整備を引き続き検討していく必要があります。

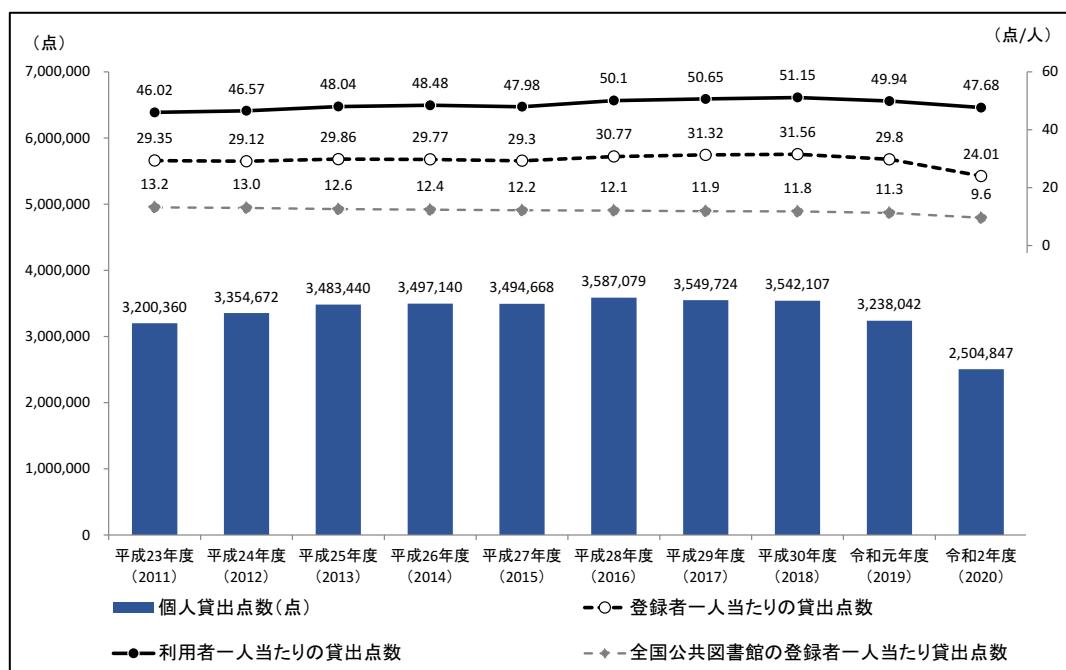
(2) 利用促進

個人貸出点数については、約420万点(市民1人当たり年間12点)を目指してきましたが、平成28年度(2016年度)の約359万点をピークに、その後は横ばい傾向で推移し、令和元年度(2020年度)から令和2年度(2020年度)にかけては、中央図書館の長期休館や、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館の影響もあり大きく減少しました。【図9、10】一方で、令和3年(2021年)から電子書籍サービス「すいた電子図書館」を開始したことにより非来館型サービスの選択肢を増やすことができました。同じく非来館型サービスの一環として指標に上げていた予約資料の郵送貸出サービス(有料)について検討しましたが、実施には至りませんでした。

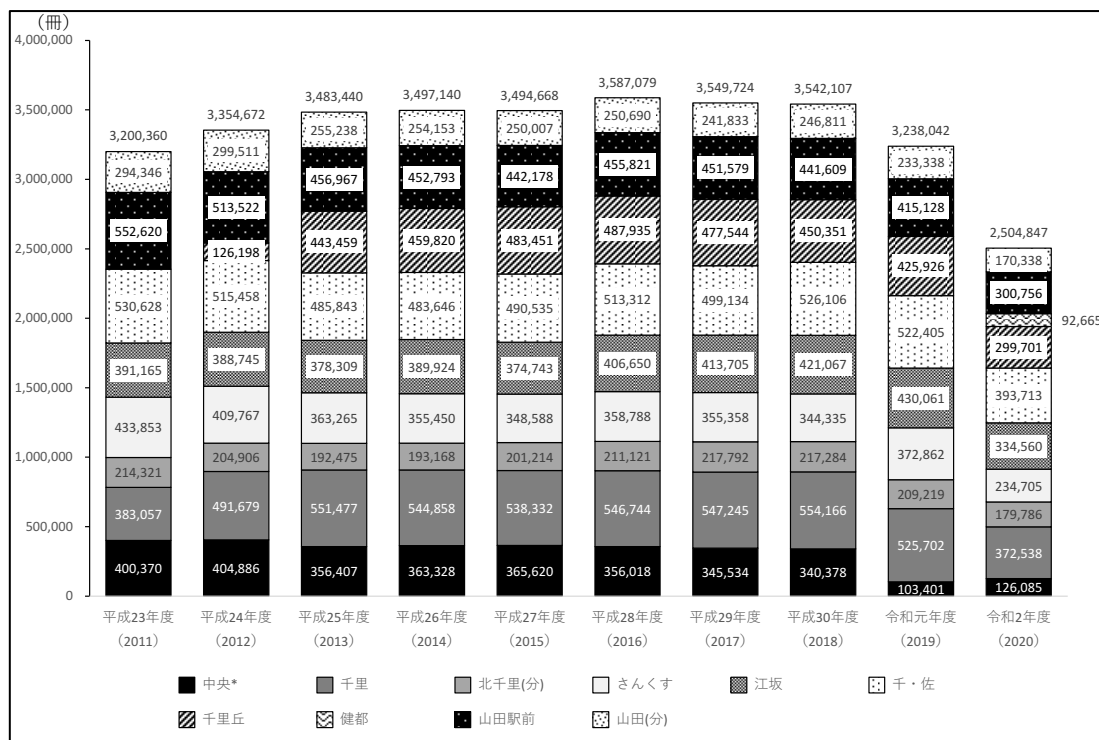
読書や情報を取得するスタイルが変化する中、来館型サービスと合わせて、ウィズコロナ、アフターコロナでの新たな生活様式やインターネット社会における高度な市民ニーズに応えることのできる非来館型サービスの充実に努めると同時に、利用促進の評価指標についても、個人貸出点数に加え新たな指標を検討する必要があります。利用促進を図るうえで、ホームページやSNS、メールマガジンで情報発信を行っていますが、市民アンケートの結果からは認知度の低さが課題として浮き彫りとなりました。より魅力的で効果的な情報発信の方法を検討する必要があります。

⁵⁶ 総括の詳細については「吹田市立図書館基本構想アクションプラン総括」(吹田市立図書館、2022.7)として、市立図書館ホームページで公表。

⁵⁷ 基本構想本文中の表記は「地域の情報拠点として、いつでも、どこでも、だれにでも、役立つ図書館サービスを目指します」。



【図9】 個人貸出点数及び登録者・利用者一人当たりの個人貸出点数の推移



【図10】 館別個人貸出点数の10年間推移

(3) 資料と情報の提供

0歳から高齢者向きまで、様々なおすすめ本の冊子やリスト、パスファインダーなどを作成し、読書活動の支援を行っています。特に本市に関わる地域資料の収集と保存は重要な事業と位置付け、ホームページやメールマガジンでの情報発信を継続しています。今後は、地域資料のデジタル化を促進し、レファレンスでの利活用を図ります。

レファレンスについては、各館の窓口や電話、図書館ホームページを通じ、司書が対応しています。評価指標とした受付件数は減少傾向にあり、サービスの周知と利用促進が課題です。市職員に対する、行政支援サービスとしては、業務に必要な資料やデータを提供するほか、政策立案に役立つ新着資料のリストを定期的に情報発信していますが、市役所内に連絡窓口がなく、物流の確保が課題です。今後も、行政課題の把握に努め、専門的なレファレンスに即応できるよう、司書の専門性の向上を図る必要があります。

図書館の利用促進や生涯学習支援、読書活動支援を目的として開催した、おはなし会やおたのしみ会、工作などイベント、講座・講演会などへは、目標指標を超えて多くの方が参加されています。今後も引き続き、市民の知的好奇心に応え、“本と人の出会いの場”を提供していきます。また、新しい生活様式に応じ、オンライン開催の手法なども取り入れていきます。

特に、12歳から18歳までを対象としたYA世代への読書支援については、大阪府内の小学6年生、中学3年生はともに不読率(全く本を読まない子供の割合)が全国平均値よりも高い値となっており、小学生時代に培った読書習慣を継続してもらえるよう、電子書籍なども活用して、引き続き効果的な働きかけを行っていく必要があります。

【基本目標2】生涯学習を支援して、仕事や暮らしを豊かにします⁵⁸

(1) 施設や地域との連携

男女共同参画センター情報ライブラリーとは、検索システムの連携や、返却本配送などで協力を行っています。千里ニュータウンプラザに所在する各施設とは、主に千里図書館を通して、企画展への協力(資料リスト作成、関連図書の特設展示など)などで連携を図っています。特に博物館とは、講座の講師派遣や博物館の企画の共催のほか、レファレンスで相互に協力しています。健都ライブラリーでは、博物館専用の展示ケースを設置し、学芸員が定期的に展示物の入れ替えを行っています。今後は地域資料に関する映像資料や写真、文字資料、地図など様々な形態の資料をどのように収集、保存、公開していくかという課題に対し、連携・協力を密にしていく必要があります。

⁵⁸ 基本構想本文中の表記は「生涯学習を支援して、仕事や暮らしを豊かにする図書館サービスを目指します」。

また、市内の大学から図書館実習生を受入れ、国立民族学博物館とは、講演会の講師依頼などで連携を行っています。地域の医療機関とは、健康医療情報講座の開催で連携を図っています。

そのほか、各図書館で市内の子育て情報や関連施設、イベントに関するパンフレット、チラシなどを設置し地域情報の発信に努め、図書館からも、関連施設、団体に行事などの案内を配布し、図書館利用の促進を図っています。地域の利用者ニーズを把握するため、利用者懇談会などを実施していますが、より積極的に地域へ働きかけを行う必要があります。

(2) 自己実現の援助

児童サービスや障がい者サービスに関わる多くのボランティアが活動していますが、会員の高齢化や、コロナ禍の影響で活動から遠ざかるなど様々な理由で、目標指標としたボランティア総数は達成できませんでした。今後も既存のボランティア活動を支援するとともに、ボランティアの関心や意欲に沿う新規分野での活躍の場を市民と共に開拓し、ボランティア増につなげていきます。イベントや講座への参加や、既存のボランティア活動から、自主的に活動の場を広げられている方もいます。その中から、図書館主催のイベント、講座の講師や、自主企画講座が生まれました。

(3) 高齢者・障がい者サービス⁵⁹の充実

視覚障がい者へのサービスとして、図書館で養成したボランティアの協力により、対面朗読サービスの実施と、録音図書や点字図書の製作を行っています。サピエ図書館と国立国会図書館に製作した資料のデータを提供することで、全国の図書館でも活用されています。心身の障がいにより来館が困難な利用者には、墨字図書*の郵送貸出サービスを行っています。施設入所者への貸出については、資料の運搬方法の確立と関係機関との連携が必要です。聴覚障がい者へのサービスとして、講座や行事で手話通訳や要約筆記の申込みを受付けるほか、「耳マーク*」を全館の出入口にも掲示し周知を図っています。指標としていた手話ボランティアの配置については実施に至りませんでした。今後は、日常会話に必要な手話表現の技術を習得した司書の養成を進めるとともに、ICTを活用するなど、幅広い方法で意思疎通支援を行える環境の整備を図ります。

障がい児へのサービスとして、放課後デイサービスや支援学校に通う児童・生徒たちに「図書館体験ツアー」を実施し、LLブックやマルチメディアデイジー*、さわる絵本などで読書の楽しさを感じてもらう機会を提供しています。

そのほか、千里山・佐井寺図書館では、大活字本、点字図書、ユニバーサル絵本*、さわる絵本、LLブックなどを集めた、ユニバーサルコーナーを設置しています。また、各館で

⁵⁹ 本計画では「バリアフリー読書支援サービス」にサービス名称を変更。

書架にどんな本があるかわかりやすく表現したピクトグラム*を掲示するなど、すべての人が使いやすい図書館を目指しています。

(4) 特色あるサービス

ビジネス支援サービスとして、地域経済振興室と連携し、情報や資料提供の面から支援することで、地域経済の活性化を図っています。関連資料の特設コーナーを設置するほか、ビジネスをテーマとした講座の開催、関連資料の情報発信を定期的に行っています。今後も地域のニーズの変化などに留意しながら、関連機関との連携に努めるとともに、商業データベースをはじめとした資料の充実を目指します。

多文化サービスとしては、外国語資料を所蔵し、英語による絵本の読み聞かせや、外国文化を知る講演会などを実施しています。また、外国語の利用案内(英語・中国語・ハングル)を用意しています。令和3年度(2022年度)末に電子書籍の外国語資料が充実したことを受け、今後の利活用を図っていきます。市内在住外国人の行事への参加は少なく、日本語を母語としない人々が生活していくうえでの支援や、多文化の相互理解を深めるための効果的な取り組みについて、今後の検討が必要です。

健康・医療情報サービスについては、関連資料の特設コーナーを設置するほか、近隣医療機関と連携した講座や講演会の開催、関連情報を調べるためのパスファインダーの発行などを行っています。特に健都ライブラリーでは、資料を集めるだけでなく、血圧計、体組成計なども設置し、心身両面からの健康づくりに寄与しています。また保健センターや国立循環器病センター、市民病院と連携した取組も進めています。

就労・就業支援サービスについては、さんくす図書館で就職や仕事に役立つ資料を紹介した特設コーナーを設置し、資格試験の参考書や問題集のほか、吹田市の就労支援センター「JOBナビすいた」など関連施設のパンフレットやちらしを置いています。また関連情報を調べるためのパスファインダーを発行しています。

地域経済への貢献については、広告事業を実施しています。市内にスタジアムのあるガンバ大阪とは、PRや応援活動を行うほか、スタジアムに出向き図書館のPRを行っています。また、チームのロゴマークなどを、子供向けの読書推進事業の刊行物などに活用しています。

【基本目標3】子育て支援や学校との連携を通して、子供の健やかな成長に役立ちます⁶⁰

(1) 子ども読書活動支援センター機能の充実

学校など子供の読書推進に関わる団体との連携を推進するため、現在実施しているサービスを体系化・標準化を行い、令和3年度(2021年度)中央図書館において、包括的な支援を

⁶⁰ 基本構想本文中の表記は「子育て支援や学校との連携を通して、子どもの健やかな成長に役立つ図書館サービスを目指します」。

実施する「子ども読書活動支援センター」機能の運用を開始しました。

子育て支援サービスとして、ボランティアとの協働で0・1歳の乳幼児とその保護者向けに「ブックスタートのひろば」を、2・3歳の幼児とその保護者向けに「おひざで絵本*」、4歳ごろからは「えほんのじかん」や「おはなし会」などを実施しています。そのほか、読み聞かせのコツを学ぶ講座なども開催し、乳幼児期における絵本とのかかわりの大切さを伝える重要な事業として取り組んでいます。しかし評価指標とした行事の参加人数は減少傾向にあり、数値目標を下回りました。乳幼児期における絵本とのかかわりの大切さを伝える重要な事業として、参加者数を増やすための一層の工夫が必要です。

学校との連携による支援として、市内の小・中学校に対して、図書館見学や職業体験の実施、教職員からのレファレンスに対応しています。調べ学習の支援として、団体貸出で資料面でのサポートを行っており、定期連絡便を運行して、学校と図書館間の物流の確保に努めています。令和4年度(2022年度)からは、GIGAスクール構想で配備された児童・生徒1人1台端末を活用した電子書籍の貸出が開始されたことを受け、今後は、紙の図書と電子書籍の両方から学校の支援を行います。

そのほか、読書活動支援の取組として、子供に本を手渡す機会のある大人に児童文学への興味を持ってもらうため、児童文学講座の実施を30年以上にわたって継続してきました。地域・家庭文庫の活動に対しては、要望に応じ、団体貸出での資料のサポートや、選書などの支援を行っています。各施設や児童会館・児童センターで実施する主催行事に、司書を講師として派遣しています。学校図書館へは読書活動支援者へのサポートプログラムにおいて、司書が支援者の相談を受け、助言を行っています。

【そのほか】コロナ禍の吹田市立図書館(令和元年度～令和3年度)

コロナ禍における長期に渡るサービス制限下において、吹田市立図書館でも一時、館内への立入や予約資料の貸出も中止するという、前例のない完全休館体制となりました。その後、繰り返し実施された臨時休館中も、予約資料の貸出は継続するよう努めましたが、資料や情報の提供、行事などの在り方など新たな課題が浮き彫りになりました。

吹田市立図書館基本構想の総括への図書館協議会からの意見(一部抜粋)

【全体】

■市内に限なく図書館サービスが行き渡ることは、市民の文化教育活動の向上に寄与している。■成人向けの講座・講演会、児童向けの行事など、多くの人に支持されているのは大変望ましい状況。■本を借りるだけの図書館ではなく様々な取組を多世代の方に周知し活用してもらいたい。■コロナ禍で、多様性を重視したサービスの充実が進んでいる。■図書館DXの積極的な推進を望みます。■COVID-19のような感染症の流行は今後も起こりうるので、この間の経験を元により良い対応策を考えて欲しい。市民への情報提供の面で、休館については、より慎重にすべきだったのではないかと思います。■全ての評価を数字の達成で表すことはできないと思う。参加者の満足度や意見を考慮してもいいのではないか。■情報発信は良くされているものの、誰も見ていないのでは意味がない。■新規利用者の獲得と熱心な利用者の確保の有効な方策を考えて欲しい。

【子供の読書推進について】

■吹田の全ての子供たちの読書を保障するためには学校図書館への支援が欠かせません。定期連絡便を実現したことは大変評価できます。今後も、読書活動支援者への研修など更に積極的に担ってください。■子供サービスの充実は、吹田市の教育レベルの更なる向上を期待できる。■小さい頃から本に触れる機会を充実して欲しい。その第一線が図書館であって欲しい。

【そのほか】

■高齢者サービスは身体的以外に精神的なものが必要。認知症の利用者へのサービスを考えていてもらいたい。■来館できなくても本が読めるのは生活の充実にもつながるため、そのサービスをもっと知ってもらいたいです。■サービスが多様化する中、ボランティアによる援助はウィンウィンの関係になると思います。これからもボランティアや自主活動などの市民参加が図書館から広がり、本を読みたいと思う人が増えることを願います。■様々な施設との連携は、図書館の視野を広げることに繋がり、更なるサービス向上の気づきになれば良い。

3-2 基本構想策定後の図書館協議会からの意見(答申など)

(1) 答申「吹田市立中央図書館の再整備のあり方について」

平成25年(2013年)4月に基本構想を策定した後、施設の老朽化が課題となっていた中央図書館の再整備にあたって、平成26年(2014年)5月に今後の中央図書館のあるべき姿について答申を受けました。その中で示された新しい図書館のイメージは、中央図書館だけでなく、吹田市立図書館全体に向けられた意見として捉えることができ、現在抱える題が示されたものでした。

【新しい図書館のイメージ】

- ① リタイア後の市民デビューを応援する、生涯学習支援が必要です。
- ② 癒しと潤いの空間の提供を目指すことが必要です。
- ③ 住んでみたくなる魅力ある都市の創造につながる、図書館整備が必要です。
- ④ 吹田の歴史と文化・芸術のポータル(玄関口)の役割を担うことが重要です。
- ⑤ まちづくりのための「ラーニング・コモンズ」機能に着目する必要があります。
- ⑥ 市民活動のための「コワーキングスペース」であることが大事です。
- ⑦ 今こそ、吹田市子ども読書活動支援センター機能を実現することが必要です。
- ⑧ 図書館運営にゆるやかな市民参加の制度を作ることが必要です。

(2) 「吹田市立図書館への要望書」

平成29年(2017年)11月には、更なる読書推進と利用者獲得のための新たなアイデアの模索のために、吹田市立図書館の在り方について要望書をいただきました。

【検討事項と提案】(一部抜粋)

- 1 吹田市立図書館と小・中学校、及び学校図書館との連携について
 - ・小委員会方式による情報交換組織の設置
 - ・子供たちの図書館活動及び読書推進のための支援プログラムの充実
- 2 読書推進のための対策について
 - ・読書推進のためのアイデアを市民から募集する制度の検討
 - ・実施事業について内容を精査し、問題点を洗い出しサービスの質を高める
- 3 図書館の登録者数について(新規利用者獲得の必要)
 - ・開館時間の拡大(潜在的利用者獲得のためのフレキシブルな時間設定)
 - ・居心地のいい空間の演出

4 市民意見について

本計画の策定にあたって、市民・利用者の図書館への考え方やニーズ、利用実態を把握するため、市民アンケート調査や、図書館で活動されている関係ボランティア団体へのヒアリング、市民ワークショップ、子供向けの図書館アンケートなど様々な手法で意見聴取を試みました。本項ではそれらの結果を抜粋して紹介します。

4-1 吹田市立図書館に関する市民アンケート調査(概要)⁶¹

(1) 調査の概要

調査実施方法	郵送による配布・回収 (WEBからの回答も実施)	図書館来館者への配布
調査対象	住民基本台帳から年齢階層別に無作為抽出した、市内に居住している満18歳以上の市民	満18歳以上の吹田市内在住の来館者
配布数	2,500票	787票
実施期間	令和3年(2021年) 8月3日～8月18日	(左に同じ)
回収数	1,438票(有効回収率 57.5%)	341票(有効回収率 43.3%)
回答者年齢層	若年層(18-49歳) 40.7% 中年層(50-69歳) 35.8% 高齢者(70歳以上) 23.0%	若年層(18-49歳) 29.6% 中年層(50-69歳) 37.7% 高齢者(70歳以上) 32.8%

(2) 現在の図書館の利用状況

【図書館の利用頻度について】

吹田市内外を問わず、図書館の利用頻度について質問しました。1年に1回以上来館する利用者は42.2%でした。ここ1～2年では新型コロナウイルスの影響により、来館を控えたという意見もありましたが、平成28年(2016年)7月に実施された(平成28年度)市政モニタリング調査の結果(ここ1年以内に図書館を利用したことがある31.6%)と比較すると、図書館を利用される方が全体的に増えた結果となりました。

一方で、図書館の利用頻度が少ない、利用しない・しなくなった理由としては、高い順に「利用する時間がない」(33.6%)、「使う必要がない、興味がない」(29.1%)が多くなりました。

【図書館サービスの満足度について】

開館時間や借出の規則、広報活動から館内利用についてなど、各種サービスの満足度につ

⁶¹ 市民アンケートの詳細については市立図書館ホームページで公表。

いて質問しました。結果は「良い」「やや良い」「普通」を合わせると約7割以上となり、概ね満足されているといえる結果となりました。

【図書館網のカバー率について】

市内で主に利用する図書館について質問し、各図書館に対してその地区ごとの利用率を地図上に反映しました。【p17図3】色目が濃くなるにつれ利用率があがっています。色の薄い場所もありますが、ほぼ市域全体で図書館を利用されているという結果になりました。健康ライブラリー北部の利用率が低くなっていますが、これは開館からまだ間もなく、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館なども重なったことから、認知度が上がりきっていないことが原因と思われます。今後は認知度の向上にともなって、このエリアにおいても利用率が向上していくことが予想されます。

(3) これからの吹田市立図書館に望むもの

【魅力的な図書館について】

「あなたにとって魅力的な図書館」について質問したところ、「資料の種類や数が多い」「座席数が多く長く過ごせる」「朝早く夜遅く開館している」が上位の票を集めました。郵送と来館者アンケートで違いが生じた点としては、郵送は「自習・仕事ができるスペースがある」、来館者は「専門知識があり、気軽に相談できる職員がいる」がそれぞれ上位3位までに入りました。

【今後必要なサービス・機能について】

「吹田市立図書館で今後必要と思われるサービス・機能」について質問したところ、「無人のサービススポット(貸出・返却)」が42.4%、「非来館で利用可能なサービス(Web申請や動画コンテンツなど)」「各図書館のサービス・蔵書を統合した大型の総合図書館」がそれぞれ25%前後で上位に入りました。

【今後重要となる図書館の役割について】

「吹田市立図書館で今後重要となる役割」について質問したところ、「子供読書活動の推進」、「生涯学習の支援」、「子育て支援」、「高齢者・障がい者への支援」の順となりました。郵送と来館者アンケートで違いが生じた点としては、来館者では「レファレンス(調べ物の相談業務)」が3番目に入りました。

(4) そのほか意見・要望

そのほか意見・要望を自由筆記で質問したところ、幅広い回答をいただきました。数が多かったものとしては、「図書・視聴覚資料の内容や装備に関すること」「貸出規則や施設利用のお願いに関すること」「建築・設備について」などがあり、特に要望としては、「資料をよ

り充実させてほしい」「開館時間を延長してほしい」「広くて綺麗な図書館が欲しい」など、より利便性が高く、居心地の良い図書館が求められていることがわかりました。個々の全ての要望に応えることはできませんが、今回の回答を参考に、より多くの人に必要とされ、利用される図書館であるために、すべきこと・できることを整理し、今後のサービスの展開を計画していく必要があります。

4-2 吹田市立図書館関係団体ヒアリング結果(概要)

図書館で活動しているボランティアグループの図書館に対する要望を把握するため、令和4年(2022年)6月に郵送によるアンケート調査を実施しました。関係団体14団体に依頼し、うち11団体から回答がありました。アンケートを行った時期がコロナ禍の利用制限期間と重なり、コロナ禍におけるボランティア活動に対する悩みなどが多く寄せられました。その中でも、生涯学習の拠点施設としての役割や、次世代を担う子供たちと本との橋渡しとしての役割など、図書館に対する要望は不変であることが伺えました。

【活動の中で困っていること】

■集会室の使用について、他団体と活動日、時間が重なったりして、コロナ禍ということもあり、予約が制限されていることが少し不便。■高齢化やコロナ禍が理由で会員が減少している。安定して活動できるように新会員を増やしたい。■年々おはなし会などへの参加者が減っている。図書館とも相談して周知方法や内容なども含めもっと来てもらえる工夫をしたい。■コロナ禍におけるおはなし会などの開催について再開の判断が難しかった。(図書館と判断基準が異なった時に悩んだ)

【吹田市立図書館に希望すること、必要とするサポートについて】

■読書会などの資料複写を図書館でさせてもらえるとありがたい。■おはなし会などで使用する機材の運搬を図書館の配送車でお願いしたい。■図書館の担当職員が異動する際の引継ぎをお願いしたい。「児童図書館員」専任司書の育成方針があると良い。■おはなし会など行事のPRをサポートして欲しい。■自主事業で使用する資料の選書を引き続きサポートして欲しい。

【「(仮称)吹田市立図書館サービス基本計画」に関して】

■児童サービス、障がい者サービスについて、現状のサービスの維持とさらなる向上を。
■「全ての子供に読書の楽しさを伝えられるサービス」に協力したい。■図書館の活動が多方面に広がり、市民生活を豊かにする要因となることを願っています。■電子図書館の充実を。図書館に行かなくても図書館が利用できるのは魅力。

【そのほか意見・要望】

■図書館の根幹である職員体制の充実を。生涯学習の拠点として、職員といい関係ができ楽しく充実した図書館利用が続けられることを願っています。■図書館の仕事・役割などをもっと市民にPRして欲しい。■司書の専門性の確立を。■図書館職員とボランティアが協力し、子供達と本を繋ぐ役割を果たしていきたい。

4-3 図書館市民ワークショップ(概要)⁶²

これからの図書館サービスへの市民ニーズを把握することと、市民の意見やアイデアを積極的に取り入れるために、令和4年(2022年)7月から8月にかけて、市民ワークショップを2回開催しました。参加者は20代から80代までの吹田市在住・在学・在勤者で、第1回目(7月30日開催)は12名、第2回目(8月19日開催)は10名の方が参加されました。3人から4人のグループに分かれて、普段図書館を利用しない層⁶³が「図書館に行きたくない」アイデアを出し合いました。

【吹田の図書館の良いところ】

■市内にたくさん図書館があるのは良い。■ネットで予約して近くの図書館で受取、どの館にも返却できるのはとても便利。■ボランティア活動の場を確保してもらい感謝している。活動に必要な調べ物の相談にも応じてくれる。■レファレンスがとても良い。■図書館は無料なので家計にも頭にもいい。■吹田市の図書館の資料は素晴らしいと思うので、こんな本もあるよもっと知らせて欲しい。■ラジオなどで紹介された本を調べると、マイナーなものでも図書館が所蔵していることが多く、幅広い蔵書があることはすごいと思う。

【ワークショップで出た図書館に必要なこと・課題】

■図書館のPRが足りない(基本的なサービス内容が広く知られていない)。■様々な人の興味を惹くようなイベントや企画。■図書館を知る・来館するきっかけや動機づくり。■多様な市民のニーズに対応できるような施設利用の工夫。■図書館の資料や司書の力を活かしたサービスや情報発信。

【具体的なアイデア(一部紹介)】

■教育現場(学校図書館)で子供たちに図書館講座を開き、子供の頃から図書館に親しみをもってもらう。■吹田市にゆかりのある人や、市内の大学の先生などを講師に迎えた講座を企画し、地域の人材を活かす。■利用者や司書、中高生がオススメの資料を集めたコーナーを設ける。紹介文はSNSでも公開する。■手話ができる職員を配置し、棚の分類をイラストで表現するなど障がいのある人も利用しやすくする。■市内の大学や文化芸術施設と連携して情報発信する。■駅が近い、駐車場の充実などアクセスしやすい環境を整える。■資料の検索システムをもっとわかりやすくする。■

⁶² 市民ワークショップの詳細については市立図書館ホームページで公表。

⁶³ 仮想対象として、YA世代、読書に興味がない層、読書はするが図書館を利用していない層の3つを提示。

カウンターには司書が常駐し、話しかけやすい雰囲気をつくる。■本のバザールの開催や、「食」と「本」をテーマにしたカフェを併設する。■読書会など本を通じた交流の場を設ける。■子供や中高生が騒いでもOKな場所を用意する。一方で、静かに読書できる環境も確保し、利用者にあわせてゾーニングする。■学校や電車、駅など街中の様々な場所でPRを行う。(転入者向けに不動産屋でもPR) ■SNSをもっと活用する。■エレベーター前や駅などに目立つポスターを貼る。

4-4 夏休み子供アンケート(概要)

17歳以下の子供の意見を本計画に反映するため、各図書館において「あったらいいな、こんな図書館」のタイトルでアンケート調査を行いました。調査の結果からは、大規模館、小規模館においての意見の差異はなく、居場所としての役割を求められていることが伺えました。

調査実施方法	各図書館にポスターを掲示、10の項目 ⁶⁴ の中から3つ選択し投票してもらう
調査対象	各図書館来館者のうち17歳以下の子供
実施期間	令和4年(2022年)8月1日～24日
回収数	567票(有効回収率93.3%)
回答者年齢層	0-5歳 14.2% 6-11歳 79.0% 12-17歳 5.1%

【アンケート結果】

1位	「食べたりのんだりできるコーナーがある」	230票
2位	「すわったり、ねころがれるコーナーがある」	192票
3位	「本やDVDがいっぱい」	184票
4位	「勉強できるコーナーがある」	174票
5位	「工作したり音楽をつくったりできるへやがある」	172票
6位	「朝早くから、夜おそくまであいている」	153票
6位	「友だちとおしゃべりできるコーナーがある」	153票
8位	「よみたい本をしらべてくれる」	137票
9位	「しずかに本をよむコーナーがある」	120票
10位	「いろいろな先生のお話をきいたり、おはなし会がある」	55票

⁶⁴ 10の項目は市民アンケートの問12「あなたにとって魅力的な図書館はどれですか」を元に設定しました。市民アンケートの同設問の結果は1位「資料の種類や数が多い」2位「座席数が多く長く過ごせる」3位「自習・仕事ができるスペースがある」でした。

5 10年間(平成23年度～令和2年度)の統計数値とサービス指標の推移

【10年間の統計数値の推移】

区分		平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
①人口(人)		354,053	356,768	360,007	362,899	367,510	369,522
②個人貸出点数(点)		3,200,360	3,354,672	3,483,440	3,497,140	3,494,668	3,587,079
②-1 うち図書		(2,929,286)	(3,052,234)	(3,157,437)	(3,202,336)	(3,228,809)	(3,288,023)
③団体(固定館)貸出点数(点)		—	—	24,382	21,134	20,820	25,517
④団体(自動車文庫)貸出点数(点) ※注1		25,028	24,975	26,527	27,539	27,706	27,576
⑤蔵書冊数(冊)		861,345	931,311	974,457	1,003,760	1,024,560	1,042,713
⑥視聴覚資料所蔵点数(点)		50,459	62,229	63,226	64,084	64,771	65,602
⑦年間受入冊数(冊) ※図書のみ		58,959	88,932	49,232	45,570	40,413	39,912
⑧登録者数(人)		109,037	115,189	116,664	117,458	119,287	116,592
⑧-1 うち市内の登録者数(人)		(104,385)	(109,443)	(110,608)	(110,836)	(111,619)	(108,879)
⑨利用者数(人)		69,536	72,041	72,503	72,131	72,832	71,604
⑨-1 うち市内の利用者数(人)		(67,311)	(69,309)	(69,517)	(68,947)	(69,093)	(68,030)
⑩延利用者数(人)		823,228	856,217	890,337	889,453	880,096	929,962
⑪来館者数(人) ※注2		—	—	—	—	—	1,992,476
⑫図書館費決算(千円)		985,203	1,123,098	1,115,521	1,136,251	1,156,597	1,120,627
⑫-1 うち人件費(千円)		(532,830)	(526,504)	(495,514)	(496,231)	(497,475)	(465,848)
⑫-2 うち資料費(千円)		(110,214)	(88,160)	(87,805)	(80,642)	(80,722)	(81,494)
	2-3 うち図書費(千円)	(92,617)	(69,200)	(68,555)	(61,773)	(61,801)	(62,754)
	2-4 うち視聴覚資料費(千円)	(5,998)	(5,879)	(5,983)	(5,965)	(5,998)	(5,996)
	2-5 うち新聞・雑誌、 その他資料費(千円)	(11,599)	(13,080)	(13,267)	(12,905)	(12,923)	(12,743)
⑬社会教育費決算(千円)		2,776,458	2,854,987	2,623,002	2,543,204	2,522,650	2,681,949
⑭教育費決算(千円)		13,545,021	14,938,645	13,503,228	16,120,585	14,243,193	13,511,439
⑮一般会計歳出決算(千円)		107,055,078	114,772,214	105,334,455	115,796,335	121,742,821	121,064,182
⑯職員数(人)		86	82	80	76	75	73
⑯-1 うち常勤職員数(人)		(57)	(54)	(52)	(50)	(50)	(47)
⑯-2 うち非常勤職員数(人)		(29)	(28)	(28)	(26)	(25)	(26)
⑯-3 うち司書職(人)		(83)	(79)	(78)	(74)	(73)	(71)
⑰予約件数(件)		753,964	810,245	861,597	908,158	918,484	1,027,292
市外図書館相互利用 借受点数(点)		7,186	7,431	8,002	7,865	8,500	8,104
市外図書館相互利用 貸出点数(点)		3,084	3,080	2,995	3,088	2,871	3,055
ホームページ蔵書検索件数(件)		2,797,880	3,430,831	4,042,650	5,053,134	4,640,158	6,008,077
ブックスタート配布率(%)		83.1	83.4	80.0	83.0	85.4	85.1
ボランティア総数(人)		545	555	550	531	555	569
録音図書貸出数(点)		2,435	1,784	1,922	2,780	3,284	3,368
録音図書所蔵数(点) ※注3		3,005	3,156	3,289	3,471	3,510	3,605
外国語資料所蔵数(冊)		4,721	5,486	5,754	6,043	5,342	5,559

※注1：④自動車文庫による市内の団体(学校・高齢者施設など)への貸出点数。
 ※注2：BDSゲートによる人数。BM・北千里・山田・及び中央(臨時窓口令和元年4月～12月)は延利用者数の数値を採用。H28年度より計上。
 ※注3：テープ図書とデジター図書のタイトル数
 ※⑫～⑮は百の位を四捨五入している為、決算報告書と一部合致せず。

2012年9月
千里図書館移転・供用開始
2013年1月
千里丘図書館供用開始

2014年7月 大阪市との広域利

2015年6月摂津市との
広域利用開始
2016年2月 IC対応機
器導入

※全て各年度末現在。

区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	5年比 H23-R2 (増減率) %	5年比 H28-R2 (増減率) %	10年比 H23-R2 (増減率) %
①人口 (人)	370,072	371,030	373,978	376,944	3.8	2.0	6.5
②個人貸出点数 (点)	3,549,724	3,542,107	3,238,042	2,504,847	9.2	-30.2	-21.7
②-1 うち図書	(3,273,180)	(3,282,323)	(3,004,106)	(2,341,550)	10.2	-28.8	-20.1
③団体 (固定館) 貸出点数 (点)	28,982	34,341	29,242	24,724	-	-3.1	-
④団体 (自動車文庫) 貸出点数 (点) ※注1	27,954	28,184	27,027	29,852	10.7	8.3	19.3
⑤蔵書冊数 (冊)	1,056,096	1,069,503	1,078,517	1,138,249	18.9	9.2	32.1
⑥視聴覚資料所蔵点数 (点)	66,465	67,264	67,931	73,361	28.4	11.8	45.4
⑦年間受入冊数 (冊) ※図書のみ	40,720	40,842	36,311	83,816	-31.5	110.0	42.2
⑧登録者数 (人)	113,334	112,253	108,646	104,313	9.4	-10.5	-4.3
⑧-1 うち市内の登録者数 (人)	(104,964)	(103,468)	(99,709)	(95,750)	6.9	-12.1	-8.3
⑨利用者数 (人)	70,086	69,248	64,837	52,537	4.7	-26.6	-24.4
⑨-1 うち市内の利用者数 (人)	(66,118)	(65,127)	(60,895)	(49,371)	2.6	-27.4	-26.7
⑩延利用者数 (人)	919,121	921,866	854,381	652,074	6.9	-29.9	-20.8
⑪来館者数 (人) ※注2	1,958,047	1,868,375	1,599,507	1,089,679	-	-45.3	-
⑫図書館費決算 (千円)	1,125,697	1,144,403	1,188,566	1,887,194	17.4	68.4	91.6
⑫-1 うち人件費 (千円)	(447,707)	(458,254)	(456,372)	(486,381)	-6.6	4.4	-8.7
⑫-2 うち資料費 (千円)	(81,355)	(81,699)	(73,017)	(82,346)	-26.8	1.0	-25.3
⑫-3 うち図書費 (千円)	(62,750)	(62,755)	(55,911)	(56,442)	-33.3	-10.1	-39.1
⑫-4 うち視聴覚資料費 (千円)	(5,994)	(5,998)	(5,204)	(13,586)	0.0	126.6	126.5
⑫-5 うち新聞・雑誌、 その他資料費 (千円)	(12,611)	(12,945)	(11,902)	(12,317)	11.4	-3.3	6.2
⑬社会教育費決算 (千円)	2,615,374	2,933,356	3,045,126	4,201,972	-9.1	56.7	51.3
⑭教育費決算 (千円)	14,745,345	15,145,433	15,815,288	20,207,599	5.2	49.6	49.2
⑮一般会計歳出決算 (千円)	123,458,245	126,932,263	135,682,334	180,719,720	13.7	49.3	68.8
⑯職員数 (人)	72	74	74	79	-12.8	8.2	-8.1
⑯-1 うち常勤職員数 (人)	(48)	(48)	(48)	(52)	-12.3	10.6	-8.8
⑯-2 うち非常勤職員数 (人)	(24)	(26)	(26)	(27)	-13.8	3.8	-6.9
⑯-3 うち司書職 (人)	(70)	(71)	(71)	(75)	-12.0	5.6	-9.6
⑰予約件数 (件)	1,049,127	1,095,730	1,091,150	1,130,473	21.8	10.0	49.9
市外図書館相互利用 借受点数 (点)	7,206	7,335	9,358	6,816	18.3	-15.9	-5.1
市外図書館相互利用 貸出点数 (点)	3,116	3,097	2,506	2,543	-6.9	-16.8	-17.5
ホームページ蔵書検索件数 (件)	6,441,997	6,424,185	6,403,399	6,914,676	65.8	15.1	147.1
ブックスタート配布率 (%)	81.0	80.0	76.2	75.7	2.8	-11.0	-8.9
ボランティア総数 (人)	575	607	619	592	1.8	4.0	8.6
録音図書貸出数 (点)	3,843	3,995	3,423	3,332	34.9	-1.1	36.8
録音図書所蔵数 (点) ※注3	3,747	3,817	3,924	4,025	16.8	11.7	33.9
外国語資料所蔵数 (冊)	5,743	5,762	5,900	6,015	13.2	8.2	27.4

2017年7月 北摂7市3町での広域
利用開始

2019年4月～耐震補強工事及び大規模改修
のため、中央図書館長期休館

新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館
(2020年4月～5月、12月～2021年3月)
2020年11月吹田市立健都ライブラリー供用開始
2021年1月 中央図書館リニューアルオープン

(出典：「吹田市立図書館基本構想アクションプラン総括」吹田市立図書館、2022.7)

【10年間のサービス指標の推移】

区 分	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	5年比 H23-27 (増減率) %	5年比 H28-R2 (増減率) %	10年比 H23-R2 (増減率) %
1.市内在住登録率 (%)	29.48	30.68	30.72	30.54	30.37	29.47	28.36	26.66	25.4	3.0	-13.8	-13.8
2.市民一人当たりの貸出点数	9.04	9.4	9.68	9.64	9.51	9.71	9.59	8.66	6.65	5.2	-31.5	-26.4
2-1.うち図書	(8.27)	(8.56)	(8.77)	(8.82)	(8.79)	(8.9)	(8.85)	(8.03)	(6.21)	6.3	-30.2	-24.9
3.登録者一人当たりの貸出点数	29.35	29.12	29.86	29.77	29.3	30.77	31.32	29.8	24.01	-0.2	-22.0	-18.2
3-1.うち図書	(26.87)	(26.5)	(27.06)	(27.26)	(27.07)	(28.2)	(28.88)	(27.65)	(22.45)	0.7	-20.4	-16.4
4.利用者一人当たりの貸出点数	46.02	46.57	48.04	48.48	47.98	50.1	50.65	49.94	47.68	4.3	-4.8	3.6
4-1.うち図書	(42.13)	(42.37)	(43.55)	(44.4)	(44.33)	(46.7)	(46.7)	(46.33)	(44.57)	5.2	-2.9	5.8
5.市民一人当たりの蔵書数 (冊)	2.43	2.61	2.71	2.77	2.79	2.82	2.85	2.88	3.02	14.8	7.1	24.3
6.蔵書回転率	3.4	3.28	3.24	3.19	3.15	3.15	3.1	2.79	2.06	-7.4	-34.6	-39.4
7.蔵書新鮮度	0.07	0.1	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.03	0.07	-42.9	75.0	0.0
8.蔵書更新率 (%)	9.12	11.59	6.48	6.16	5.86	5.92	6.44	6.38	5.9	9.48	-35.7	3.9
9.開架資料更新率 (%)	11.74	16.16	8.64	7.8	6.83	6.69	6.81	6.74	5.99	12.7	-41.8	8.2
10.一点当たりの貸出コスト (円)	305	332	316	320	326	308	312	361	737	6.9	139.3	141.6
11.市民一人当たりの図書費 (円)	262	194	190	170	168	170	170	150	150	-35.9	-11.8	-42.7
12.市民一人当たりの資料費 (円)	311	247	244	222	220	221	220	195	218	-29.3	-1.4	-29.9
13.市民一人当たりの図書館費 (円)	2,783	3,148	3,099	3,131	3,147	3,033	3,042	3,178	5,007	13.1	65.1	79.9
14.図書館費/社会教育費 (%)	35.48	39.34	42.53	44.68	45.85	41.78	43.04	39.03	44.91	29.2	7.5	26.6
15.図書館費/教育費 (%)	7.27	7.51	8.26	7.05	8.12	8.29	7.63	7.52	9.34	11.7	12.7	28.5
16.図書館費/一般会計歳出 (%)	0.92	0.98	1.06	0.98	0.95	0.93	0.91	0.88	1.04	3.3	11.8	13.0
17.司書率 (%)	96.5	96.3	97.5	97.4	97.3	97.3	97.2	95.9	94.9	0.8	-2.5	-1.7

6.蔵書回転率...一冊の蔵書が、当該年度の内に平均何回貸し出されたかを示す。

7.蔵書新鮮度...蔵書に占める新規受入資料比。どれだけ蔵書が新しくなったかを示す。

8.蔵書更新率...除籍された資料も含めて、蔵書に占める更新された割合を示す。

9.開架資料更新率...蔵書の内、開架に占める新規受入資料比。

(出典：「吹田市立図書館基本構想アクションプラン総括」吹田市立図書館、2022.7)

参考資料

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)

第一 総則

一 趣旨

1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たって

は、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一)基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に

当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二)運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三)広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四)開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。

また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五)図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六)施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一)図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二)図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一)貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二)情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三)地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四)利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

(五)多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六)ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボラ

ンティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一)職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実に努めるため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二)職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図

るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対

する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用する第二の一の 4 の(一)に定める職員のほか、第二の二の 1、3 及び 4 に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・

第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

ICT

Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

RFID(アールエフアイディ)システム

Radio Frequency Identificationの略。情報が書き込まれたICタグを、無線を用い読み取るシステム。図書館における構成機器は、自動貸出機、自動返却機、蔵書点検用ハンディターミナル、入退館ゲート(BDSゲート)等。

Webアクセシビリティ

高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、Web(ウェブ)で提供されている情報にアクセスし利用できること。

SNS(エスエヌエス)

Social Networking Service(ソーシャルネットワークワーキングサービス)の略。インターネット上のコミュニケーションを促進する登録制のサービス。共通の趣味や関心を持つ人が集まり、相互に情報発信等を行うことができる。図書館では「Facebook(フェイスブック)」と「Twitter(ツイッター)」で公式アカウントを開設している。それぞれの特性に合わせ行事の報告や本の紹介などに活用している。

LLブック(エルエルブック)

LLはスウェーデン語の「Lättläst」の略語で「やさしく読める」という意味。知的障がいや発達障がいなどの、通常の活字図書の利用が困難な人にも理解しやすいように工夫された本。やさしくわかりやすい言葉や短い単語、イラストや写真を用いて表現される。

オーディオブック

書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与した電子

音声コンテンツ。

おひざで絵本

ボランティアグループ「こぐま」の協力のもと、2・3歳の幼児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたの実演を行っている。(市職員司書が実施する回もあり)

親子わくわく読書ひろば

就学前の乳幼児と保護者が千里図書館多目的室に集まり、周囲を気にせずに絵本や紙芝居等を楽しむ行事・イベント。(開催時間は2時間)を過ごしてもらうもの。

開業率

一定期間に新規に開業した事業所・企業の数が同期間の総事業所・企業数全体に占める割合。

拡大図書

弱視の人などが読みやすいように通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。

公衆無線LAN

無線を利用してデータ通信を行うLANシステムを利用して、複数の人(公衆)が利用する場において、インターネットへの接続やデータのやりとりが行えるネットワーク。Wi-Fi。

子ども読書活動支援センター

学校、幼稚園、保育園、児童会館、児童センターとの連携を進めるため、令和3年度(2021年度)に中央図書館に担当を設置した。子供の読書活動に関わる団体などへの支援を包括的に行っている。

子どもと本のまつり

子供に本を読む楽しさや喜びを知ってもらうために、毎年4月23日(子ども読書の日)から約1か月間、講演会や工作教室、おはなし会などの子供向け行事を全館で行って

いる。「吹田子どもの本連絡会」との共催。
令和4年度で第39回を迎えた。

コンテンツ

元々は中身、内容、書籍の目次を意味する英単語だったが、テレビや映画、インターネットなど情報サービスで伝達される「情報の内容」という意味で広く使われている。ホームページにおいてはその内容、項目などを指す。

サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)図書館

全国の点字図書館や公共図書館が製作又は所蔵する本の点字データや音声データを集積し、視覚障がい者などがパソコンや携帯電話でダウンロードすることにより利用できるようになっている。また全国の図書館が所蔵する約66万タイトル以上の資料のデータを利用することができる。

生産年齢人口

社会を担う中核であるとされる、一般的に15歳以上65歳未満の人口をいう。

さわる絵本

視覚障がい児などが触覚で鑑賞できるように、絵本を原本にして、フェルトや皮、毛糸など様々な素材を使って絵の部分を半立体的に表現して製作された絵本。

市民が選ぶ子どもと読みたい100+5冊の本の子供たちの読書活動を推進するための取組として平成21年(2009年)7月に「市民が選ぶ子どもたちに読ませたい100+5冊の本」を発行。発行から10年以上が経過したことを受けて、令和3年(2021年)10月に「市民が選ぶ子どもと読みたい100+5冊の本」の名称に変更し改訂版を発行。

市民作品展示

千里丘図書館において、市民の作品を2か月ごとに募集して館内に展示し、来館者に

楽しんでもいただいている企画。平成28年度(2016年度)より実施。

生涯学習出前講座

吹田市の仕事やこれから取り組もうとしていることを、市職員が直接出向いて話す事業。吹田市立図書館では「親子で絵本とわらべうた」「図書館使いこなし講座」など9つのメニューを提供。

商用データベース

辞典や新聞記事などの情報について使用料を支払うことで、パソコンなどからオンラインで閲覧できるようにしたもの。図書館が契約し、利用者は館内の端末から無料で閲覧できる。現在、吹田市立図書館では、全館でヨミダス歴史館、毎索、朝日新聞聞蔵Ⅱビジュアル、ジャパンナレッジ Lib、産経新聞データベース、DI-Law(法律データベース)、医中誌Webが閲覧できる。商業データベース。

吹田子どもの本連絡会

地域・家庭文庫の主宰者や子供の本の研究を続ける市民で構成される市民団体。

墨字図書

市販の図書など、紙に文字情報が記録された印刷物。点字資料に対する語として使われる。

相互貸借

同一機関に所属しない図書館同士が所蔵している資料を貸し借りすること。ある資料が図書館に所蔵がない場合、所蔵している図書館に現物貸借の依頼をし、協力を求める。図書館相互貸借。

地域・家庭文庫

市民が絵本や児童書を集め、自宅や団地の集会所などを地域の子供たちに開放して、絵本や児童書の貸出や子供向けの催しなどをする活動のこと。昭和60年代にピークを迎え、吹田市では一時期16か所が活動して

いたが、地域図書館の増設とともに減っており、現在は4つの文庫がある。

デージー図書(音声デージー)

国際規格であるDAISYフォーマットによりデジタル録音された音声図書。パソコンで音声データを録音し、編集作業を施して、活字本を読むような形で耳からの読書ができるようにした音訳図書。専用の再生機(プレクストーク)や再生ソフトで聞けることができ、本と同じように見出しやページで呼び出したり、飛ばし読みができる。

「てくてく」

12歳から18歳までのYA世代を対象に、最近1年間ぐらいに出版された本の中から読み物を中心に、司書が本を選び紹介文をつけて発行した冊子。昭和60年(1985年)創刊。「もうよんだかな?」と合わせて、夏休み文庫と言う。

読書相談サービス

利用者との対話を通して、資料選択に関する相談に応じ、その要求を明確にして、資料の選択、探索、入手を個別に援助するサービス。このサービスは利用者からの要求を待って初めて行われる。状況に応じて、レファレンスサービスや予約サービスに結びつき、各サービスに引き継がれることもある。

読書貯金(「すいぼんつうちょう」)

小学生を対象に読書振興のために配布している読んだ本の感想などを記録できる小冊子。1冊いっぱいになると「にんていしょう」に貼るシールを配布する。「すいぼん」は図書館のSNSのアイコンキャラクターのこと。

図書館フレンズ

平成24年(2012年)から個人登録のボランティアとして図書館が募集し、活動しているグループの名前。当初、前年度の3月に募集していたが、平成31年度(2019年度)より通年

募集を開始。図書館の壁面装飾、行事の補助、データ入力等様々な活動の中から、都合のよい時間にできることを選び活動する市民協働事業の一種。

Park-PFI(パーク ピーエフアイ)

飲食店等の「公募対象公園施設」の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の広場等「特定公園施設」の整備・改修などを一体的に行う者を、公募により選定する制度。平成29年(2017年)都市公園法改正により創設。令和4年度(2022年)以降、江坂公園にPark-PFIが導入され、公園の再整備が行われることから、江坂図書館においても一体的な魅力向上をはかるため再整備を行う。

パスファインダー

ある特定のテーマについて、資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの。吹田市立図書館を使って調べものをするのを念頭に置いて、現在、大人向け3種、児童向け2種のパスファインダーがある。

ピクトグラム

絵文字、絵ことば、図記号の総称。シンプルな構図と対象的な色を用いて、誰にでもわかりやすく伝えるための絵文字。

ひとりのびのび読書タイム

子育て青少年拠点夢つながり未来館内の山田駅前図書館とのびのび子育てプラザとの連携事業。のびのび子育てプラザが子供を保育している間に、保護者は山田駅前図書館でゆっくり本を読んだり、借りる本を選んだりする。(約100分間)子育て中の保護者への支援と読書活動の推進を目的としている。

非来館型サービス

市民などが図書館に来館せずに利用するサービス。インターネットを介して利用するサービスも含む。電子図書サービス、郵送貸出、レファレンス(電話、郵便、ファクシミリ、Webサイト)、Webでの新規利用登録、SNS

での情報発信、オンラインでの対面朗読など。⇨来館型サービス*

ブックスタート事業

絵本を介して赤ちゃん和家人の絆を深め、心豊かな成長を支援することを目的とする活動。イギリスのバーミンガムで1992年に始まった。吹田市では図書館と保健所が協力して実施。4 か月児健康診査等の案内時にお知らせを同封し、図書館に来館した対象者に絵本を1冊贈っている。

ブックスタートのひろば

ボランティアグループ「りんごの木」の協力のもと、0・1歳の乳幼児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや手遊び・わらべうたの実演を行っている。

マルチメディアデジター

音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書。読み上げている場所の色が変わるハイライト機能や、スピード、文字の色や大きさ、背景の色などを変える機能がある。

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を促すマーク。

「もうよんだかな？」

4・5歳から小学校高学年までを対象に、最近1年間ぐらいに出版された本の中から読み物を中心に、司書が本を選び紹介文をつけて発行した冊子。昭和50年(1975年)創刊。「てくてく」と合わせて、夏休み文庫と言う。

ユニバーサル絵本

透明フィルムを使って、さわってわかるように、点字や形や色が表現された市販絵本。視覚障がいがある子もない子も楽しむことができる。

予約サービス

利用者の求める資料が図書館の書架にない場合、取寄せや購入、他市の図書館からの借用などの方法で提供するサービス。

レファレンスサービス

何らかの情報あるいや資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること。調べ方を教えたり、関連する機関を紹介するなど、司書が個別的に援助する諸業務全体をさしている場合もあり。

ラーニング・コモンズ

学生の学習支援を意図して大学図書館に設けられた場所や施設。具体的には、情報通信環境が整い、自習やグループ学習用の家具や設備が用意され、相談係がいる開放的な学習空間をいう。

レファレンス協同データベース

国立国会図書館が全国の図書館や調査機関などと協同で構築する調べ物のためのデータベース。参加館の質問・回答の事例、調べ方など、調査に役立つ情報を公開している。吹田市立図書館は平成17年(2005年)から参加している。

レフェラルサービス

利用者からの情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会し情報を入手し、提供するサービス。また、そうした専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。

YAサービス

YAとはヤングアダルトの略で、吹田市立図書館では12歳～18歳を対象としたサービスをいう。YA世代を対象とした特設コーナー、YAコーナーには、その年齢層の興味・関心にこたえる読みやすい本や役立つ本を別置している。

YAサポーター

図書館で活動する市内在学・在住の中学生から18歳までのボランティア。本の整理や掲示物の作成、絵本の読み聞かせや工作教室といった行事の補助などを行う。

来館型サービス

市民などが図書館に直接来館して利用するサービス。資料の閲覧・貸出・返却、レファレンス(窓口)、データベース利用、行事・イベント、複写サービス、図書館見学、公衆無線LANの利用、諸室の利用など。⇔非来館型サービス

【参考資料】

「吹田市立図書館の基本方針と目標」図書館語句解説

「図書館情報学用語辞典 第5版」(丸善出版)

「日本大百科全書」(小学館)

「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)」用語集

「情報・知識 imidas」(集英社)

Japan Knowledge Lib (商用データベース)

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立中央図書館 吹田市出口町18番9号
- (2) 吹田市立千里図書館 吹田市津雲台1丁目2番1号
- (3) 吹田市立さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号
- (4) 吹田市立江坂図書館 吹田市江坂町1丁目19番1号
- (5) 吹田市立千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘25番2号
- (6) 吹田市立千里丘図書館 吹田市千里丘上14番33号
- (7) 吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町2番31号
- (8) 吹田市立北千里図書館 吹田市古江台3丁目8番

(管理)

第3条 前条各号に掲げる図書館は、教育委員会が管理する。

(目的)

第4条 第2条各号に掲げる図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。

2 健都ライブラリーは、前項に規定するもののほか、北大阪健康医療都市の地域特性を生かし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るための事業を行うことにより、健康寿命の延伸に資することを目的とする。

3 北千里図書館は、第1項に規定するもののほか、北千里地区公民館及び北千里児童センターと連携して世代間の交流の促進を図るための事業を行うことにより、地域の活性化に資することを目的とする。

(図書館協議会)

第5条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、中央図書館に吹田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第6条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に江坂図書館、健都ライブラリー又は北千里図書館(以下この条及び次条において「図書館」という。)の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 健都ライブラリー又は北千里図書館にあつては、第4条第2項又は第3項に規定する事業の実施に関する業務

- (2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務
- 2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、図書館の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を指定管理者として指定する。
- 3 教育委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 教育委員会は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指定管理者候補者選定委員会)

- 第7条 前条第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。
- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
 - 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
 - 4 委員は、学識経験者その他教育委員会規則で定める者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

- 第8条 図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(省略)

附 則(平成30年12月28日条例第39号)

この条例は、平成32年11月11日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条を第8条とする改正規定、同条の前に2条を加える改正規定(第6条第1項に係る部分を除く。)、第4条第1項の改正規定、同条を第5条とする改正規定、第3条を削る改正規定、第2条の改正規定(同条に1項を加える部分を除く。)、同条を第4条とする改正規定、同条の前に1条を加える改正規定、第1条の改正規定(同条に1条を加える部分を除く。)、同条を第2条とする改正規定及び同条の前に1条を加える改正規定 公布の日
 - (2) 第5条を第8条とし、同条の前に2条を加える改正規定(第6条第1項に係る部分に限る。) 平成32年7月1日
- 附 則(令和3年3月31日条例第17号)

この条例は、令和4年11月22日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 令和3年4月1日

(2) 第1条中吹田市立図書館条例第6条第1項の改正規定 令和4年4月1日

吹田市立図書館協議会委員名簿 令和4年(2022年)5月14日現在

氏 名	職業・所属団体等
会長 瀬戸口 誠	大学教授
副会長 柴田 英明	大阪府立中之島図書館
高田 耕平	吹田市 PTA 協議会
久保 圭子	吹田市青少年指導員会
飯田 妙子	吹田子どもの本連絡会
宮本 和彦	小学校長
羽間 博子	中学校長
岩本 憲子	大学非常勤講師
木田 具明	公募市民
山本 恵美子	公募市民

有識者ヒアリング

本計画策定の参考とするため、計画素案に対して、幅広い知見をいただくため有識者の方から意見聴取を行いました。

大阪大学大学院 工学研究科環境エネルギー工学専攻 准教授 若本 和仁様

※若本様には市民ワークショップの講師としても御協力いただきました。

株式会社原書房代表取締役社長／一般社団法人日本書籍出版協会副理事長(図書館担当)

成瀬 雅人様

吹田市立図書館サービス基本計画検討会議設置要領

(設置)

第1条 本市の図書館活動の指針となる吹田市立図書館サービス基本計画(以下「基本計画」という。)の策定にあたり、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市立図書館サービス基本計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について意見等を集約する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他基本計画に関する重要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる関係室課の職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置き、座長は地域教育部長をもって充て、副座長は地域教育部次長をもって充てる。

2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、座長が招集し、座長がその議長になる。

2 やむを得ず検討会議を開催することができない場合にあっては、文書により構成員から意見等を聴取することができる。

3 構成員がやむを得ず検討会議を欠席する場合にあっては、事前に座長の承認を得て代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 検討会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、地域教育部中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、旧要領「吹田市立図書館基本構想検討会議設置要領」の名称を変更し、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

座長	地域教育部	部長
副座長	地域教育部	次長
	地域教育部	中央図書館
	地域教育部	青少年室
	地域教育部	まなびの支援課
	学校教育部	学校教育室
	児童部	保育幼稚園室
	福祉部	障がい福祉室長
	行政経営部	企画財政室

計画策定の経緯

令和3年7月15日	令和3年度第1回吹田市立図書館協議会 (計画策定体制・スケジュール、市民アンケートについて)
令和3年7月16日	令和3年度第1回吹田市立図書館基本構想検討会議 (計画策定体制・スケジュール、市民アンケートについて)
令和3年8月3日	吹田市立図書館に関する市民アンケート調査実施(8月18日まで)
令和3年11月4日	令和3年度第2回吹田市立図書館協議会 (アンケート調査中間報告、アクションプラン総括、計画構成について)
令和4年1月26日	令和3年度第2回吹田市立図書館基本構想検討会議 (アンケート調査中間報告、アクションプラン総括、計画構成について)
令和4年2月	令和4年2月社会教育委員会議(計画策定について)(書面開催)
令和4年2月	令和3年度第3回吹田市立図書館協議会 (アクションプラン総括について)(書面開催)
令和4年6月30日	令和4年度第1回吹田市立図書館協議会 (市民アンケート調査結果について・諮問)
令和4年6月27日	令和4年6月社会教育委員会議 (計画策定体制・スケジュール、市民アンケート結果について)
令和4年7月14日	令和4年度第1回吹田市立図書館サービス基本計画検討会議 (市民アンケート結果、アクションプラン総括、計画素案について) ※今回より会議名変更。
令和4年8月4日	令和4年度第2回吹田市立図書館協議会(計画素案について)
令和4年9月5日	令和4年度第2回吹田市立図書館サービス基本計画検討会議(計画素案について)(書面開催)
令和4年9月29日	令和4年度第3回吹田市立図書館協議会(計画素案について)
令和4年10月3日	令和4年10月社会教育委員会議 (アクションプラン総括・計画素案について)
令和4年10月25日	令和4年度第3回吹田市立図書館サービス基本計画検討会議(計画素案について)(書面開催)
令和4年11月15日	市民意見募集手続き(パブリックコメント)(12月15日まで)
令和5年2月2日	令和4年度第5回吹田市立図書館協議会(計画案について・答申)
令和4年2月21日	令和5年2月社会教育委員会議(計画案について)
令和5年3月28日	令和4年度3月教育委員会会議(計画策定について)

運営方針（五つのお約束）

- （１） さがしものは何ですか。

吹田市立図書館は、あなたが欲しい資料を必ず見つけます。

- （２） 知りたいことはなんですか。

吹田市立図書館は、あなたの疑問に必ず答えます。

- （３） 困っていることはなんですか。

吹田市立図書館は、あなたの生活をサポートする情報を必ず提供します。

- （４） やりたいことは何ですか。

吹田市立図書館は、あなたのやる気を必ず応援します。

- （５） 地域資料の収集と活用に努め、必ずまちづくりに貢献します。

吹田市立図書館では、常に市民と利用者に以上のような五つのお約束をして、サービスの質の向上に努めています。

吹田市立図書館サービス基本計画

令和５年(2023年)３月

編集・発行 吹田市立図書館

〒564-0072 大阪府吹田市出口町 18-9

電話：06-6387-0071 FAX：06-6339-7144

HP：<https://www.lib.suita.osaka.jp/>



すいぽん ©吹田市立図書館